第6次東庄町総合計画



平成29年 東 庄 町

躍動・連携・地域力 とうのしょう

~ 地域の宝を地域の力で次代へ ~

東庄町は平成19年に"躍動・連携・地域力 とうのしょう ~共 に築き合う 地域の力がみなぎるまち~"を将来都市像とし、住民が 支え合いながら活躍できるまちづくりを目指し、施策を展開してまい りました。

しかしながら、計画期間である平成 19 年度から平成 28 年度の 10 年間で、わが国の社会情勢は予想を大きく上回るスピードで変化 しました。国勢調査において大正 9 年以来はじめてわが国の人口が減少したと報じられ、わが国が歴史的な人口減少時代を迎えてい



ることが明らかとなりました。本町においても少子高齢化は顕在化しています。児童数の減少により現在 5 校の小学校を1校に統合することが決定し、また、高齢化率もすでに30%を超えて、町政運営は今後厳しい局面を迎えることが予想されます。

我々はこの現状を重く受け止め、子どもを生み育てやすい環境づくりや地域の活性化、コミュニティの維持、住民の健康寿命の延伸など、変化するまちの課題に効果的な政策を考えていかなければなりません。

この「第6次東庄町総合計画」は、これまでの取組みによる成果を生かし、特色あるまちの発展、住民の皆様のつながりの強化、さらには人口減少を食い止める政策を目指し、策定したものです。本計画によるまちづくりを実現させるためには、多くの住民の皆様がまちづくりに参画いただくことが重要な"鍵"となります。そのため本計画の策定にあたりましては、審議会を開催するだけでなく、住民参加のワークショップを実施し、住民の皆様の声を直接伺う機会を設けました。

本町の発展のためには、住民の皆様と行政との協働が不可欠です。わが町の地域資源を活用しながら"人口減少時代の新たなまちづくり"を目指してまいりますので、皆様におかれましては、一層のご理解とご協力を賜り、まちづくりへの積極的なご参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆様をはじめ、 貴重なご意見やご協力をいただきました関係各位に、心より厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

東庄町長 岩田 利雄

目 次

第	1	編	総	論		·· 1
		第	1章	総合	計画の概要	. 2
			第1節	計	一画策定の趣旨	2
			第2節	計	一画の役割	2
			第3節	計	一画の構成	3
			第4節	計	一画の期間	••3
		第	2章	計画	□策定の背景	• 4
			第1節	社	:会動向	$\cdot \cdot 4$
			第2節	東	「庄町のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
			第3節	ア	ンケートにみる住民の意見	10
			第4節	第	56次総合計画の策定方針	12
第	2	編	基	本	構 想	13
		第	1章	東庄	E町の将来像 ······	14
		第	2章	将来	※人口の見通し	15
		第	3章	土地	b 利用構想 ······	16
		第	4章	計画	面の体系	18
		第	5章	計画	百の大綱	19
第	3	編	基	本言	計画	21
		第	1章		瓦政策	
			第1節	総	合戦略との関連	22
					[点政策	
		第			予別施策	
			第1節	元	気と絆の社会づくり(保健・福祉)	24
			第2節	個	性を活かしたにぎわいづくり(産業・移住定住)	40
			第3節	次	て代へつなぐ人づくり、地域づくり(教育・文化)	47
			第4節	自	然と安らぎの暮らしづくり(都市基盤・環境)	55
			第5節	み	んなが参加する地域のつながりづくり(地域運営)	72
資	米	4	編…	• • • • •		81

~第1編×総×論

第1章 総合計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本町ではこれまで第1次から第5次までの総合計画を策定し、それを指針として時代にふさわしいまちづくりを進めてきました。第5次東庄町総合計画(以下「第5次総合計画」という。)では「躍動・連携・地域力 とうのしょう」を将来都市像に据え、その後期基本計画においては「支え合い 地域力」を基本理念とし、住民とともに歩む取組みを各分野で実施してきました。

しかしながら、社会情勢は刻一刻と変化し続けています。特に、わが国全体の問題である人口減少は、本町においても例外ではありません。本町の総人口は昭和60年をピークとして減少傾向が継続しており、子どもの数の減少だけでなく、高齢化率も30%を超えるなど少子高齢化が確実に進行しています。また、人口減少に伴い、災害対策や、公共施設老朽化対策、空き家対策など、表面化した問題は数多く、本町は大きな変革期を迎えているといえます。

こうした状況のなかで、今後のまちづくりにおいては、人口減少・地域活性化対策として平成27年度に策定した「東庄町総合戦略」を重点として、より現実的で効果的な計画を策定し、それにもとづいた取組みの実践が不可欠となってきています。今般、第5次総合計画が終了を迎えるにあたり、住民生活が将来にわたって持続可能なまちづくりを目指した、新たな第6次東庄町総合計画(以下「第6次総合計画」という。)を策定します。なお、財政面の制約や職員数適正化の潮流の中で、今回の計画では、取り組むべき事業を重要性が高い項目にある程度絞りながら、計画の進捗管理の効率化などを視点として、施策体系の整理を行っています。

また、社会環境が急激に変化した場合には、状況を的確に見すえ、必要な見直しを行うことも視野とします。

第2節 計画の役割

東庄町総合計画は、本町のまちづくりの基本理念や具体的な施策などについて、中長期的な視点から策定していくものであり、町が策定する各種計画の上位計画と位置づけられます。

その役割としては、以下の点があげられます。

- 〇 町の総合的・長期的な行政運営の指針
- 住民の地域社会における活動の指針
- 国や県、他市町村等に対して示すまちづくりの指針

4節

計画の期間

第

第3節 計画の構成

第6次総合計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されます。



目指すべきまちの将来像及びこれを達成するために必要な 施策の大綱を示したもの

基本計画 (中期計画) 基本構想で定めたまちの将来像の実現のために必要な施策などを示したもの

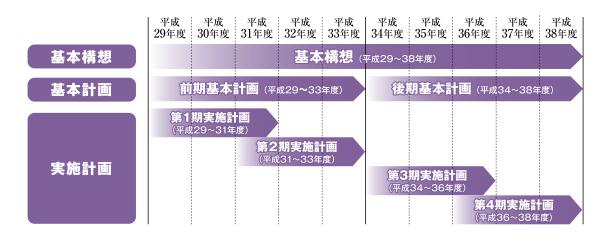
実施計画 (短期計画)

基本計画で定めた諸施策を具体化するための計画

第4節 計画の期間

第6次総合計画の目標年次は平成38年度とし、基本構想、基本計画、実施計画それぞれの計画期間を、以下の通りとします。

基本構想		平成 29 年度~平成 38 年度	10 年
基本計画	前期基本計画	平成 29 年度~平成 33 年度	5年
本 本 中 同 回	後期基本計画	平成 34 年度~平成 38 年度	5年
	第1期実施計画	平成 29 年度~平成 31 年度	3年
安抚計画	第2期実施計画	平成 31 年度~平成 33 年度	3年
実施計画 	第3期実施計画	平成 34 年度~平成 36 年度	3年
	第4期実施計画	平成 36 年度~平成 38 年度	3年



第 2 章

第2章 計画策定の背景

第1節 社会動向

1 地方分権改革の進展

地方分権とは、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担いながら、地域住民も地方行政に参画することで、協働していくことです。現在、国から地方への税源移譲をはじめとした、権限・財源とも自立した地方自治の推進に向けた取組みが進められています。今後、地方の自主性と多様性がより重視される方向性の改革となっていく見込みです。

2 景気局面と産業構造の変化

リーマンショックなど世界的な不況を経て、日本経済は変化の局面を迎えています。為替や株価、 失業率は改善傾向が継続しています。しかしながらその背後で、TPPなどによる農産物輸入自由 化の拡大、製造業の海外移転、小売商業の大型店化の進展など、産業構造も大きく変化しており、 基幹産業を異にする都市部と農山村の経済格差のさらなる拡大へとつながる危険性をはらんでいます。

3 総人口の減少と少子高齢社会の到来

わが国の人口は、昭和50年代から現在に至るまで少子高齢化の傾向が継続しています。また国勢調査によれば、総人口も平成22年の1億2,806万人をピークとして、減少局面に入っており、平成27年の国勢調査では、大正9年の調査開始以来、初めての総人口減少という結果になりました。人口減少が深刻になるにつれ、過疎傾向のある地方では都市機能の維持が困難になり、都市部への人口流出に拍車がかかる危険性があります。

わが国の財政状況は、国と地方とを合わせた累積債務残高が、長年にわたり主要先進国の中で 最悪の水準となっています。これに対し、消費税と地方税のあり方を中心に、国税と地方税を通じ た税制全般の抜本的改革が推進されており、また、地方においても財政のスリム化を進めるとともに、 住民生活の安心・安全を確保しながら限られた財源を有効に生かすため、施策・事業の「選択と集 中」が求められています。

5 大規模災害への対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、わが国の防災環境は一変しました。それまでの、すべての災害を完全に防ぐことを目指す「防災」から、想定外の大規模広域災害が起こった際にいかに被害を減らすかという「減災」の観点を持った法改正が進められました。

平成27年9月には、関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊も起こっており、日頃から、地震だけでなく、さまざまな激甚災害の可能性を考慮する必要性が指摘されるだけでなく、いざというときには「公助」だけでなく「自助」「共助」が不可欠であり、人口減少の中、地域で助け合う体制づくりがあらためて求められています。

第2節 東庄町のすがた

1 位置・地勢

東庄町は、千葉県の北東部に位置し、東京都心から約80km、千葉市から約55kmの距離にあり、また東関東自動車道の佐原香取ICからは10km強の立地にあります。圏央道の整備も進んでいるため、関東圏内の移動時間については今後さらに短縮されることが見込まれます。西側は香取市、南側は旭市、東側は銚子市とそれぞれ隣接しており、北側の利根川をはさみ、鹿島臨海工業地帯のある茨城県神栖市と接しています。

町域面積は約46kmで、農用地がその半分程度を 占めています。利根川、黒部川をはじめとする河川に 接した豊かな水環境は、本町の大きな特徴でもあり ます。



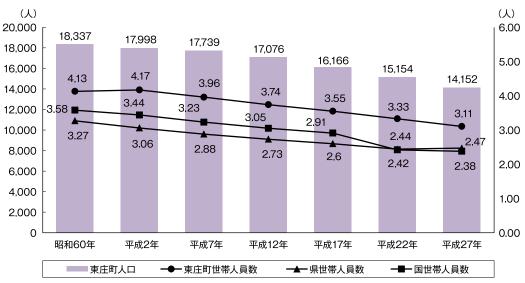
※平成29年1月時点

町内の交通は、町の北部から北東部にかけて通るJR東日本の成田線と国道 356 号線が、町内外を結ぶ大動脈として機能するだけでなく、東京駅から銚子駅をつなぐ高速バスも本町に停車するため、長距離移動の利便性は高いと言えます。

2 人口構造

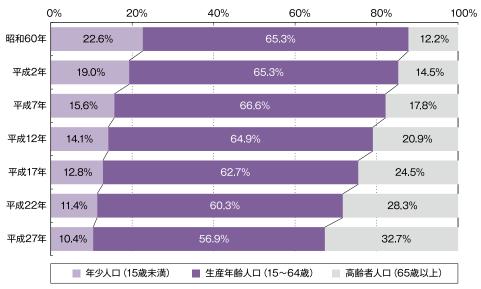
平成27年の国勢調査によれば、本町の総人口は14,152人となっており、昭和60年からの減少傾向が継続しています。また、世帯人員数も一貫して減少を続けていますが、県や国の平均から比較すると高い値で推移しており、3世代世帯の割合が高いことがうかがえます。

総人口と世帯人員数の推移



資料:国勢調査

年齢別人口構成の推移



資料:国勢調査(平成27年は住民基本台帳)

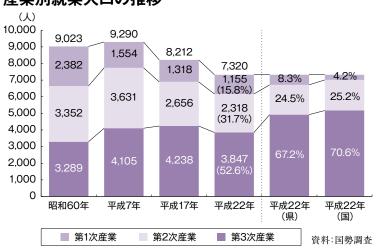
東庄町のすがた

(1) 産業別就業人口

国勢調査による平成22年の就業人口は7.320人で、総人口15.154人の48.3%を占めていま す。産業区分別の内訳は第1次産業が1.155人(就業人口の15.8%)、第2次産業が2.318人(同 31.7%)、第3次産業が3.847人(同52.6%)で、第3次産業の就業割合が高くなっています。昭和 60年から平成22年までの推移をみると、就業人口は約2割減少しています。

また、平成 22 年の千葉県や全国の割合と比較すると、第1次、第2次産業就業者の割合が高くなっ ています。

産業別就業人口の推移



注)就業人口には、分類不能の産業の人数を含まない。

(2)農業

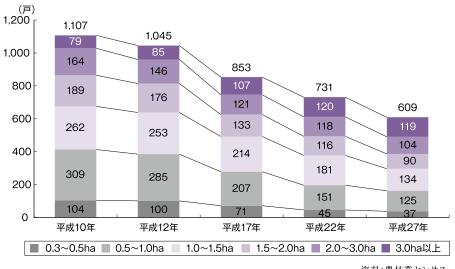
農林業センサスによると、本町の販売農家戸数は平成7年から平成27年までに半数以下になって いますが、専業農家戸数は概ね横ばいで、農家全体における割合は増加しています。一方、兼業 農家戸数の減少は顕著で、特に第2種兼業農家戸数の合計は、平成7年から平成27年の間におよ そ1/3にまで減少しています。

販売農家戸数と専業・兼業の割合の推移



経営耕地面積規模別に見ると、3.0ha 未満の耕地農家の割合は減少する一方、3.0ha 以上の耕 地農家の割合が増加しており、本町の農業は大規模化が進んでいます。

経営耕地面積規模別販売農家数の推移(0.3ha以上)

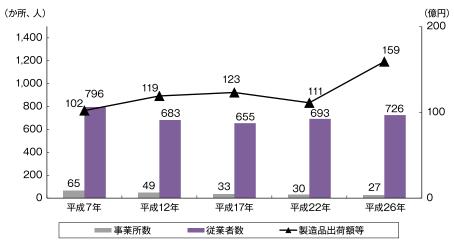


資料:農林業センサス

(3) 工業

平成 26 年の事業所数は 27 か所、従業者数は 726 人、製造品出荷額等は約 159 億円となってい ます。事業所数は減っているものの、従業者数は平成17年以降拡大しています。製造品出荷額等も、 近年増加が見られます。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

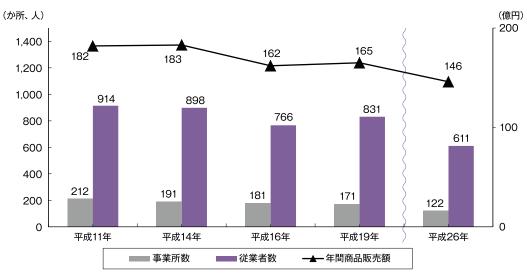


資料:工業統計調査、経済センサス

(4) 商業

平成26年の事業所数は122か所、従業者数は611人、年間商品販売額は146億円となっています。

事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



資料:商業統計調查

※ひとつのグラフで表示していますが、平成26年調査は基準が大幅に変更されているため、必ずしも経年比較はできません。

第3節 アンケートにみる住民の意見

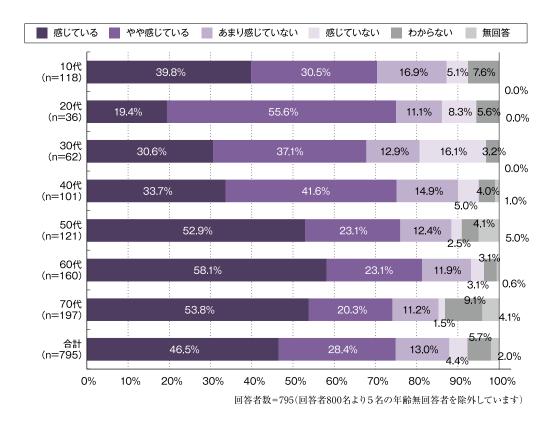
平成27年度に行った「東庄町総合戦略」策定のためのアンケート調査において、効果的な住民意見聴取のため、総合計画策定に向けた設問も設定していました。以下は、その概要です。

注) 割合は、選択肢ごとに小数第2位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

1 町への愛着

本町へ「自分のまち」として愛着を感じているかについての設問に対し、「感じている」「やや感じている」と回答された方は全体の7割以上でした。また、年齢別に見た場合、20代の住民の愛着が顕著に低いという結果になっています。

	人 数	割合
感じている	371	46.4%
やや感じている	226	28.3%
あまり感じていない	103	12.9%
感じていない	35	4.4%
わからない	46	5.8%
無回答	19	2.4%
合計	800	100.0%



2 優先的に改善すべき施策

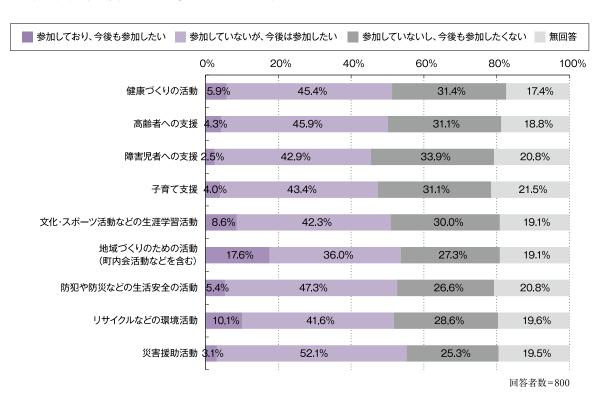
町が優先して改善していくべき施策としては、「医療の充実」を回答した方が最も多く、次いで「高齢者福祉サービス」「子育て支援」が多く、全体的に福祉の充実を望む声が大きい結果になっています。



3 ボランティア活動への参加意向

ボランティア活動については、どの分野においても回答者のおおむね半数の方が、今後の参加意向を示しています。

現状の参加状況については、地域づくりの活動に参加されている方の割合が最も多くなっています。また、今後の参加意向としては、災害援助活動や防犯・防災などの生活安全活動についての参加意向を示す方の割合が最も多くなっています。



第4節 第6次総合計画の策定方針

第5次総合計画においては、基本計画の施策として10の施策分野を設け、その体系のもとで施 策推進、進捗管理を図ってきました。その間の平成27年に、本町の人口減少対策・地域活性化対 策を定めた「東庄町総合戦略」を策定しており、政策の視点は、網羅することから集中的に投資す ることへ移行してきています。

こうしたことを踏まえ、第5次総合計画の施策体系を整理し、進捗管理の効率化を図りながら、 重点的に検討すべき課題への対策は、重点政策としてより具体的な内容を位置づけます。

第2編 基本構想

第1章 東庄町の将来像

本町は、第5次総合計画において、「躍動・連携・地域力 とうのしょう」を将来都市像としてまちづくりを進めてきました。この根底にあるものは、協働のまちづくりの重要性と、住民が活力をもって暮らしていけることを第1にすえる政策指針でした。

第5次総合計画は終了するものの、地方の財政の厳しさや行政の人員適正化の潮流は、第5次総合計画策定時よりも強いものとなっており、これまで以上に住民参画の重要性は増してきています。このことから、平成27年度策定の「東庄町総合戦略」においても、やはり「躍動・連携・地域力とうのしょう」を基礎として政策を定めています。

これらを踏まえ、第6次総合計画に掲げる将来像については、第5次総合計画と同じメインフレーズを引き続き使うこととします。そして、本計画期間中に検討していくべき大きな課題である人口減少に伴い、地域の宝である子どもたちへの一層の支援や、公共施設等の有効活用をイメージして、「地域の宝を地域の力で次代へ」をサブフレーズとして定めます。

将来像

躍動・連携・地域力 とうのしょう

~ 地域の宝を地域の力で次代へ ~

●「躍動・連携・地域力 とうのしょう」(メインフレーズ)とは…

躍動とは…「暮らしやすさ」(町に暮らす住民の躍動感)の象徴

周りを取り巻く環境が厳しくても、住民やまち全体が活力を持って暮らし、元気に活動していける まちを目指します。

連携とは…「協働」、「支え合い」の象徴

住民・地域・行政が支え合い、協働で取組みを進めるまちを目指します。また、東庄町のみで解決しきれない課題は、他自治体と手をとりあって広域的に取り組んでいきます。

地域力とは…まちづくりの源泉となる地域が持っている力

地域に存在・潜在している住民や地域の力が十分に発揮され、持続的に維持・発展していけるま ちを目指します。

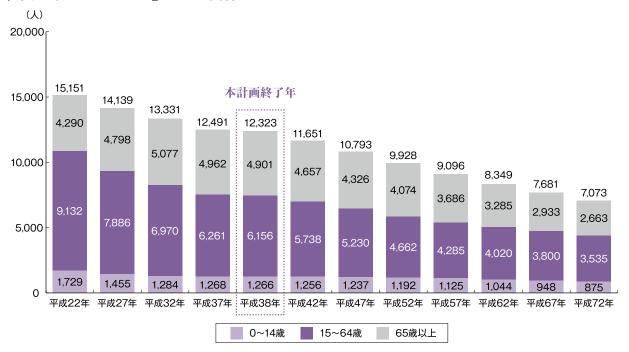
●「地域の宝を地域の力で次代へ」(サブフレーズ)とは…

産業や福祉、公共施設など、これまで地域が築いてきた財産を、地域が一体となって次代に残していくことをテーマに、施策の展開を図ることを表しています。また、本町の子どもたちもまた、まちの財産であり、次代を生きる子どもたちを地域全体で育むという願いも込めています。

第2章 将来人口の見通し

平成27年度に策定した「東庄町人口ビジョン」において、今後約50年間の人口目標を、以下の通り設定しています。

「東庄町人口ビジョン」の人口目標



この推計は平成72年に一定の人口規模を確保することを見すえたものであり、本計画期間においては、上記の人口と実際の人口推移を見極めながら、きめ細かい施策の展開を行います。

第3章 土地利用構想

本町は町域全体を、第5次総合計画においては土地利用区分を8区分としていましたが、本計画においては以下の5区分として、それぞれ次の基本方針を定め、今後土地利用を図ります。

1 市街地ゾーン

JR成田線沿線の市街地ゾーンについては、道路網の整備充実をはじめ、生活基盤整備を進めます。また、空き家の運用など快適な居住環境の確保に努め、周辺の自然環境と調和した町並みづくりに努めます。

2 集落定住ゾーン

市街地ゾーン以外の集落地域については、少子高齢化の進展が顕著であることから、道路や排水路の整備など集落環境の維持だけでなく、途切れない確かなコミュニティの構築が必要です。そのためには、コミュニティ施設など地域の「核」となりうる施設の整備と、それを中心とした生活機能の集約など、集落コミュニティ機能を形成・維持するための地域づくりを推進します。

3 農業生産ゾーン

農用地については、本町農業の持続的発展に向けた活用検討にあわせ、ほ場や農道、用排水施設の整備充実を図り、農業生産基盤の整備を進めるとともに、整備された優良農地の保全及び有効利用、さらには農用地の集積などに努め、地域の特性を生かした生産性の高い農業生産地として長期的に活用していきます。

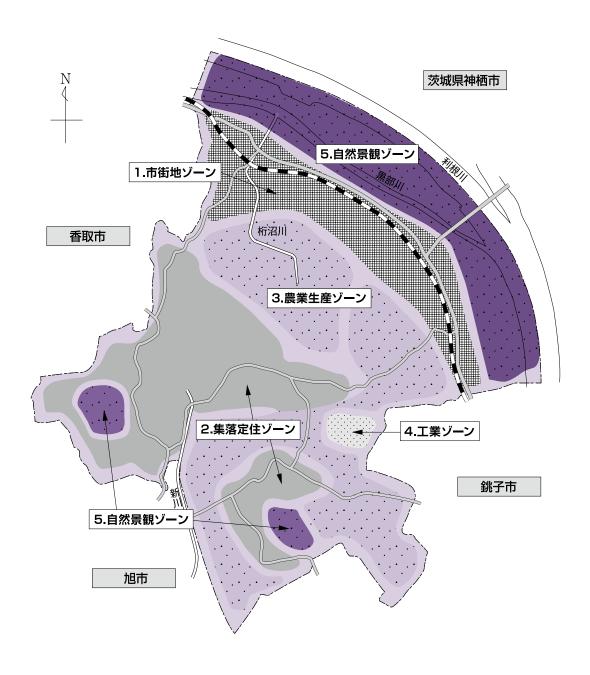
4 工業ゾーン

東庄工業団地は、本町の産業や人口政策にとって重要な意味を持っています。アクセス道路などの維持・更新を行いながら、周辺環境と調和した地域づくりを推進します。

5 自然景観ゾーン

本町の観光資源の魅力を向上させるため、自然景観ゾーンの整備に努め、豊かな自然環境・景観、 貴重な歴史資源や風土とふれあえる多様な観光・レクリエーションの場の整備にも取り組み、交流 人口の拡大につなげます。

○ゾーン別土地利用構想図



ゾーン名	ゾーン名
1. 市街地ゾーン	4. 工業ゾーン
2. 集落定住ゾーン	5. 自然景観ゾーン
3. 農業生産ゾーン	

第4章 計画の体系

将来像「躍動・連携・地域力 とうのしょう ~ 地域の宝を地域の力で次代へ ~」の実現のために、第5次総合計画の体系を再構成した以下の体系のもとに、施策を推進します。

計画体系図



第5章 計画の大綱

本計画の体系に定める5つの政策目標について、以下の大綱にもとづき、施策を展開します。

1 元気と絆の社会づくり(保健・福祉)

高齢化率が30%を越えた本町において、今後、地域コミュニティ機能の維持していくためには、保健・福祉及び医療の維持・充実が不可欠です。

地域医療の中核である東庄病院の維持及び人材確保に取り組みながら、行政・関係機関・地域が連携した地域包括ケアシステムの確立を図り、健康の里づくりを推進します。また、そうした地域が連携するネットワークを、子育て支援、障害者支援など、社会的支援を要する住民に対しても活用することにより、すべての人が安心して暮らせる地域を目指します。

また、子育て支援については、少子化の進む本町の最重要政策です。教育・保育体制の充実だけでなく、子育ての不安の軽減や経済的負担の軽減など、子どもを生み育てやすい環境づくりの一層の推進を行います。

2 個性を活かしたにぎわいづくり(産業・移住定住)

本町の産業は、ブランドとして付加価値の高い農産品や、工業団地の展開など、一定の成果があり、 結果として、農業の大規模化や工業の拡大につながっています。しかしながら、移住者が就業でき るしごとづくりについては、今後の課題です。

農業においては、担い手の減少が進んでおり、持続的な農用地利用は今後も継続して検討していく必要があります。産業基盤である農地の維持・管理のためにも、人・農地プランの策定や都市交流の推進などにより、今後の担い手確保に努めます。また、すでに知名度の高い農産品の発信だけでなく、6次産業化や付加価値向上を促進することで本町の農産品のさらなる魅力向上を図り、本町農家全体の収益向上に努めます。

また、商工観光においては、観光イベントの充実や新たな観光ルートの創出、地域固有の資源を活かした交流人口の増進を図り、本町の産業全体の振興に努めます。そして、本町を訪れた人々が移住・定住の意向を持った際に、受け入れる体制が整っていることが重要であるため、空き家バンク整備などによる住居の把握・情報発信や移住相談体制の充実など、人の流れを移住につなぐ取組みを推進します。

3 次代へつなぐ人づくり、地域づくり(教育・文化)

子どもたちへの教育の充実は、人格形成において重要であるだけでなく、地域への愛着を醸成し、 将来の本町を担う人材の輩出にもつながります。生まれ故郷を愛する心を育みながら、急激な社会 的変化に対応するために必要な知識や力を身につけ、21世紀の社会を力強く生き抜く力を培います。

また、子どもたちだけでなく、住民全体が地域に愛着を持って長く健康に暮らしていくために、 健康な生活習慣を身につけ、スポーツに親しむことのできる環境を整備します。くわえて、芸術・文 化活動の支援を図るなど、健康文化的な生活を送る支援を充実します。

こうした取組みを通じ、地域の良さを生かしながら、故郷の発展に努力する人づくりを推進することで、本町を次代へ継承していきます。

4 自然と安らぎの暮らしづくり(都市基盤・環境)

本町の持続的発展のためには、地域資源である豊かな自然を保全しながら、まちとしての機能を維持・更新していく必要があります。

その中でも、高齢化が進行している現状において、生活利便性の維持は重要な課題であり、地域公共交通のあり方の検討や、買い物など生活利便を維持する補完的な取組みを検討し、総合的な生活環境整備を図ります。

また、環境保全のため、3R活動、省エネルギー推進や新エネルギーの導入など、持続可能な 地域づくりに取り組んでいきます。

道路、排水路、町営施設など、公共施設の老朽化が進むことが予想されることから、人口減少の中、 限られた財政で効率的な維持・運営を進めます。

人口減少は、防災・消防・救急や交通安全・防犯などの活動の担い手にも影響するため、住民との連携を図りながら、適切な体制整備を推進します。

5 みんなが参加する地域のつながりづくり(地域運営)

地方分権改革やさまざまな制度改正の進展により、行政の事務負担は増加傾向にあり、絶えず適切なあり方を検討し、住民参画を促進する必要があります。また、財政は今後、さらに厳しい状況となることが予想されるため、町単独で実施の難しい事業については広域連携を行うなど、限られた財源の計画的・効率的運用を推進します。

くわえて、人口減少による小学校の統合などにより、地域コミュニティ機能を維持する取組みを新たに検討する必要が出ています。各地域の特性に着眼し、地域に必要な機能を適切に整備していくことで、コミュニティ機能の維持を図ります。さらに、社会のさまざまな場への女性の参画を支援します。

第3編 基本計画

前期基本計画(平成29年度~平成33年度)

第1章 重点政策

第1節 総合戦略との関連

本計画の目的は、将来像「躍動・連携・地域力 とうのしょう ~地域の宝を地域の力で次代へ ~」の実現に向けて、総合的かつ網羅的に政策を展開していくことにあります。

しかしながら、人口減少や財政状況を考えれば、まちづくりに関することすべてに潤沢な投資を行うことは困難です。重大な課題に対して、集中的な投資を行うことも必要になってきます。このことを踏まえ、平成27年に策定された「東庄町総合戦略」においては、人口減少・地域活性化という大きな課題への対策を中心として、平成31年度までに展開すべき具体的な施策・事業を位置づけています。

このように、総合戦略は本計画の重点政策と考えるべきものですが、前期基本計画とは期間が異なるため、平成33年度までの前期基本計画期間における重点政策を設定する必要もあります。ただし、この重点政策については、総合戦略と整合のとれたものである必要もあります。

重点施策の考え方

総合計画 町政のすべての分野を網羅する計画

基本構想 計画期間を通じて実現する長期ビジョン

基本計画 まちづくりの施策を定める中期計画

重点政策

特定の課題への重点対策 (平成29~33年度)

総合戦略

人口減少などの重大な課題への重点対策計画 (平成27~31年度)

総合戦略との関連

人口減少などの重大な課題に対して、本町は総合戦略を策定し、重点的な施策展開を図っていますが、総合戦略の期間では十分な対応ができない特に重要な政策については、本計画の重点政策として位置づけるものとします。

<u>•</u>

また、重点政策については、社会経済情勢に応じて柔軟に検討できるものとします。

第2節 重点政策

前節の考え方より、前期基本計画における重点政策を以下のように定めます。

前期基本計画の重点政策 小学校統合後の校舎・跡地活用

わが国全体の少子化という大きな課題は本町においても例外ではなく、平成28年度に小学校に入学した児童は町全体で96名でしたが、平成32年度には80名前後になることが見込まれます。こうしたことから、町内の小学校を平成32年度より統合する予定です。

しかしながら、小学校は地域コミュニティの核として機能しており、それがなくなることによる地域への影響は少なくないものと考えられます。現状で小学校が地域の中で担っている機能を喪失するだけでなく、地域から子どもがいなくなることで地域が急速に寂れたような印象を与えやすくなり、人口流出が急加速する懸念があります。

こうしたことから、統合後の用途の決まっていない4校(神代、橘、石出、東城)について、産業施設やコミュニティ施設として具体的な活用法の検討を進め、統合後に空白期間なく後継施設として活用開始することで、地域への影響の軽減ないし活性化を図ります。

第2章 分野別施策

第1節 元気と絆の社会づくり(保健・福祉)

1 地域福祉

▶現状と課題

高齢者や子ども、障害者などに対する福祉は、行政や事業者だけで行えるものではな く、地域に住んでいる全ての人が、お互いに支え合うという意識を持って参画することが 不可欠です。

これまで「ふれあいと支え合いのある心豊かな福祉社会」の実現に向けた取組みとして、 主に社会福祉協議会が中心となって、地区社会福祉協議会など地域に密着した地域福祉活動が展開されてきました。また、住民やボランティア団体による福祉活動も盛んに 行われるようになっています。

平成27年度に行った住民アンケート(東庄町地方創生に関するアンケート)によれば、福祉に関連するボランティア活動への参加意向は、70歳代を除くすべての年代で約5割となっており、住民の意識も高いものとなっていることがうかがえます。

今後予想される人口減少により地域コミュニティが弱体化する懸念もあるため、こうした参画意識を福祉だけに限ることなく、生活関連分野全体とつなげながら、地域福祉を推進する必要があります。そのため、住民一人ひとりが生活のさまざまな場面で互いに支え合えるような体制づくりとしてこれまで進めてきた、全住民対象の「見守りネットワーク」のさらなる推進が求められます。

基本方針▶

町だけでなく、町内の事業者、社会福祉協議会、住民などがそれぞれの役割や特性を生かしながら「見守りネットワーク」を推進し、その関係性を深めていくことで、必要なときに適切な福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりや、福祉サービスの内容と提供体制の充実、交流の場や住民参画の機会の充実を図ります。

施策体系

地域福祉

- 地域福祉の充実

施策

地域が一体となってお互いに支え合う 体制構築をさらに推進することで、住民 の積極的な参画を促進します。そのため に、「見守りネットワーク」の活動促進のた めの住民啓発や協力機関との連携調整を 図ります。また、虐待等の未然防止・早 期発見に向け、虐待等に関する知識の普 及啓発を図るとともに、認知症や権利擁 護についての相談窓口や通告義務につい ての周知を図ります。

また、地域福祉の担い手を育成していくために、住民の地域福祉への関心を深



める広報活動を充実しながら、ボランティア団体の活動基盤づくりや、新たな担い手としてセカンドライフ世代の方の参画促進を図ります。

そして、これらの地域福祉施策について、取組みを体系化し推進するために、地域福祉計画を策 定します。

主な取組み

地域福祉計画の策定	福祉係
社会福祉協議会や住民等の地域福祉活動支援・参加促進	福祉係
見守りネットワークによる地域福祉の推進	地域包括支援センター、福祉係
虐待・DV防止等のための啓発活動及び相談・支援	地域包括支援センター、福祉係 保健衛生係

設定目標

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担 当 係
地域福祉計画の策定	_	策 定	福 祉 係
見守り協定締結事業者数	8事業者	15 事業者	福祉係、地域包括支援センター

2 子ども・子育て支援

▶現状と課題

わが国全体の課題である少子化の 背景には、経済環境の変化や、核家 族化や共働き世帯の増加などの家族 像の変化があります。このことは、子 育て世帯にとって相談のできる相手 が、過去に比べ減少している可能性を はらむものであり、そうした家庭や地 域における子育てや教育機能の低下 は、結果として子育てに対する不安の 増大や虐待を招くおそれがあります。

また、わが国の社会経済状態の変



9ヶ月児相談

動に伴い、保護者の就労の不安定さや経済状況の厳しさなどから子どもの相対的貧困率* は上昇傾向にあり、平成24年には16.3%(およそ子どもの6人にひとりが貧困状態にある) となっています。香取郡については、生活保護率は県の水準よりも低水準であり、格差 の問題が都市部ほどは大きくないことがうかがえます。しかしながら、貧困は子どもの将 来への悲観や非行につながる場合もあり、子どもの成長への悪影響も懸念され、個別に 対応を検討していく必要があります。

保育・子育で支援については、本町は子どもが減少傾向にあるのに対し、3園の民間保育園や4か所の子育で支援センターなど、保育施設や子育で支援施設についてはすでに充実している状況です。したがって、本町の子ども・子育で支援は今後、既存の事業の質の向上や、現行制度下では保育の必要性のないとされる子育で家庭にも目を向けていく必要があります。すべての子どものために、安心な妊娠・出産環境を整備し、妊産婦・子育で家庭の孤立を防ぎ、出産・子育でに関する不安や負担感を軽減するための支援を、行政・関係機関・地域が協働で行うことが求められています。

地域ぐるみで子どもを育て見守る体制を推進し、子どもの健全育成のための施策充実 を図ることで、すべての子どもの最善の利益の実現を図ることが必要です。

※相対的貧困率:一定基準を下回る等価可処分所得しか得ていない方の割合。

基本方針▶

子どもの最善の利益を実現するために、子どもの健全育成に向けた施策を推進します。また、妊産婦・子育て家庭の孤立を防ぎ、出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するため、妊娠・出産・育児に対する切れ目ない支援を、行政・関係機関・地域が協働しながら推進します。

施策体系

施策

(1) 多様な子ども・子育で支援の充実

- ① 幼稚園・保育園・子育て支援センター・放課後児童クラブなどにおける教育・保育の質の向上や、ニーズに応じた子育て支援の検討を進めることにより、子どもの居場所の確保及び健全育成に努めます。
- ② 妊婦や就学前の子どものいる世帯に対して、セカンドライフ世代の住民が中心となり、家事や子どもの世話などの一時的な負担軽減を行いながら、多世代交流など地域ぐるみで子どもの成長につながるサポートを推進します。
- ③ すべての子育て世帯が適切な支援を受けられるよう、子育てガイドブックやホームページの整備など、町内の子育て支援内容が分かりやすく伝わる発信を推進します。
- ④ 貧困により生じる教育や生活の課題について、子どもの健全育成のために必要な支援を検討します。

主な取組み

多様な保育や子育て支援サービスの充実	福祉係
放課後児童クラブの充実	福祉係
住民の子育て支援活動促進	福祉係
町内の子育てに関する情報の周知・発信 (子育てガイドブック、ホームページの充実など)	福祉係、保健衛生係
妊娠や子育て等にかかる医療費等支援	保健衛生係

(2) 子育でにかかる不安・負担感の軽減

- ① 妊娠・出産・育児期間中の母子の健康及び保護者の負担間の軽減を図るため、訪問指導や相談の場を充実します。
- ② 妊娠・出産・子育て期間中の、不安がある女性同士が交流できる「子育て世代女性の会」などの取組みを推進し、地域で同じ悩みを持つ方同士がふれあい支え合う仕組みを構築します。
- ③ 要保護児童地域対策協議会などを通じ、虐待の未然防止・早期発見を推進し、行政・関係機関・地域が一体となった早期対応・支援を行います。

主な取組み

訪問指導、相談の場の充実	保健衛生係、福祉係
子育て世代女性の会の推進	福祉係
要保護児童対策協議会の活動促進	福祉係

設定目標

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
地域子育てボランティア数	44 人	50 人	福祉係
ファミリー・サポート・センターの設置 及び登録人数	_	設置 登録人数 50 人	福祉係

3 高齢者福祉

▶現状と課題

本町は高齢化率が進行しており、平成26年度に実施したアンケート調査によれば、高齢者のみの世帯が増加傾向にあると考えられます。今後、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症の方が認知症の家族を介護する「認認介護」など、介護の担い手不足の問題が増加する懸念があります。

また、隣接する神栖市の鹿島労災病院と神栖済生会病院が将来的に統合するこ



グラウンドゴルフ

とが決定しており、本町の医療環境にも影響があるものと思われます。平成25年度より本町は「在宅医療・介護連携事業」に先進的に取り組んでおり、こうした取組みを通じ、医療環境の変化にも対応できる体制を絶えず検討していく必要があります。

介護保険事業について、現状、町内には介護老人保健施設や地域密着型介護施設などにくわえ、特別養護老人ホームが整備される予定であり、サービス提供量の拡充に取り組んでいます。しかし平成28年度現在、認知症対策については本町内にグループホームがありません。したがって、専門医による早期診断、早期対応につなげる対応を今後検討していくとともに、認知症の方や家族を応援する認知症サポーターの育成など地域住民による支援を推進することも必要です。

介護予防などについてはこれまでの取組みが一定の成果を挙げていると考えられ、平成 27 年度の千葉県健康格差分析事業報告書によれば、本町は、65 歳以上の住民の健康寿命が県下で最も長いという結果になっています。(平均寿命と平均自立期間の差が県下で最も小さい)

また、介護が必要な方の増加に伴い、介護をする方の負担感へのケアも重要になります。そのためには行政だけではなく、地域が一体となって家族などもケアできる体制を整備する必要があります。

こうしたことをふまえ、地域包括支援センターを中心に、行政・関係機関・地域が地域 ケア会議などによる連携強化を通じて、高齢者を支援する地域包括ケアシステムの確立 に向けて取り組んでいます。

基本方針▶

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、行政・関係機関・地域が緊密に連携する地域包括ケアシステムを確立します。

また、地域が高齢者を支えるために、地域ケア会議やボランティア育成を行うだけでなく、高齢者自身が老人クラブやサロン活動など生活の質の向上のために活動することへの支援を行うなど、高齢者を取り巻く地域ネットワークづくりを推進することで、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備します。

そして、こうした取組みを持続して行っていくために、介護予防事業を重点的に取り組むなど、介護保険制度を適切に運用し、今後のサービスの安定供給を図ります。

施策体系

高齢者福祉

- 地域包括ケアシステムの確立 - 高齢者福祉・介護保険事業の運営 - 高齢者の生きがいとつどいの創出

施策

(1)地域包括ケアシステムの確立

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を継続できるよう、地域包括支援センターを総合相談窓口として、行政・地域・医療福祉など関係機関との連携を図りながら、地域包括的な支援体制を強化します。

主な取組み

ルは匀せ土塔 bン の機化砂ル	地长与红土经际。
地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター
高齢者を支援する地域ネットワークづくり	福祉係、地域包括支援センター

(2) 高齢者保健福祉・介護保険事業の運営

- ① 高齢者介護については、在宅介護を基本としながら、入所が必要な方の要望に対応できるよう施設整備を促進します。
- ② 高齢者の健康な生活の維持と、健全な介護保険の運営のために、高齢者の介護予防への積極的な参加を促進します。
- ③ 認知症については、地域包括ケアシステムにおいて早期対応を検討するとともに、認知症サポーターなど地域住民による支援も促進します。

主な取組み

介護施設等の設置・拡充促進	介護保険係
デイサービス事業の推進	福祉係、地域包括支援センター
介護予防事業の強化	介護保険係、地域包括支援センター
認知症高齢者支援対策の推進	福祉係、地域包括支援センター
家族介護者への支援	地域包括支援センター
介護保険住宅改修支援事業	介護保険係

(3) 高齢者の生きがいとつどいの創出

- ① オーシャンプラザを拠点としながら、ボランティア活動や就業機会の創出など、高齢者の地域社会での活動を促進します。
- ② 町内での講座開催など、生涯学習の多様な場を提供することで、高齢者の生きがいやつどいを創出します。
- ③ 高齢者の交流を促進するため、つどいの場の創出について検討します。

主な取組み

ボランティアや老人クラブなど高齢者活動の促進	福祉係	
高齢者を対象とする介護教室の開催支援	地域包括支援センター	
高齢者の生きがいとつどいの場の創出検討	企画財政係、福祉係、生涯学習係	

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
介護予防教室の参加人数 (年間)	275 人	300人	介護保険係
地域密着型サービス事業所の入所・利用定員数	54 人	130人	介護保険係

4 障害者福祉

▶現状と課題

保健・医療・福祉の連携のもと、障害者も地域住民のひとりとして暮らせる地域づくりが必要であり、そのためには、地域での自立した生活への移行に向けた支援を一層推進することが求められます。

本町内には、障害者への支援活動を行う団体として、東庄町身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、精神障害者家族会「かとり会」などの団体があります。これらの団体と連携を図りながら、障害者の自立を促進していく必要があります。

基本方針▶

障害者の状況やニーズを的確に把握し、行政・関係機関・地域の連携のもとに総合支援を行いながら、地域で自立できる環境づくりと支援事業の充実に努めます。

施策体系

障害者福祉

- 障害者の総合支援 - 障害者の社会参加支援

施策

(1) 障害者の総合支援

- ① 障害者の地域での生活を実現していくために、在宅支援の各種サービスの充実を図るとともに、自立生活を支援するために総合的に提供します。
- ② 入所施設を利用する方については、地域生活への移行や地域での生活を重点的に支援し、施設が地域の在宅生活支援の拠点としての機能も果たせるよう取り組みます。
- ③ 障害者が心豊かに生きがいを持って暮らしていくために、生涯学習などの場の提供を推進します。
- ④ さまざまな支援に関する情報について、障害者それぞれの環境に応じた周知を図ります。

主な取組み

T 0. Main 1		
障害者自立支援の充実	福祉係	
障害者支援ボランティアの育成支援	福祉係	
生きがいづくりに係る生涯学習の場の提供	福祉係、生涯学習係	

(2) 障害者の社会参加支援

- ① 町内各施設における相談体制を充実するとともに、広域的な相談支援機関との連携強化と情報周知を図ります。
- ② 障害者の就労を促進するために、保健・医療・福祉の機能的な連携及び雇用主や企業等との連携を図るとともに、就労後のフォローを行うバックアップ体制の充実を図ります。

主な取組み

障害者への相談・情報提供機能の充実	福祉係
障害者の就労支援	福祉係

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
自立支援サービス支給決定者数	73 人	95 人	福祉係
障害者の生きがいづくりをサポートした講座数 (年間)	_	2講座	生涯学習係

医療・保健

▶現状と課題

本町は、東庄病院(一般病床 32 床、 療養病床 48 床) と保健福祉総合セン ターが併設するエリアを「健康づくりの 里構想 | の中心拠点と位置づけ、医療・ 保健のネットワーク構築を図ってきまし た。

東庄病院の診療科目は内科、整形 外科であり、経営状態については平成 22年度以降黒字となっています。また、



東庄病院

「国保東庄病院新改革プラン」に基づいて、持続的な病院経営に努めています。しかし、 訪問看護事業所が町内に1か所で24時間体制ではないなど、高齢化に伴い在宅医療 の重要性が増大する懸念がある中で、地域医療の体制には課題が残っています。今後、 旭中央病院を核として、町内3か所の開業医院と6か所の歯科医院との地域医療連携を 進めながら住民のニーズに対応できる機能充実を図るとともに、医師・看護師の確保に 取り組む必要があります。また、地域包括ケアシステムの確立のためには、総合診療専 門医の育成に努め、保健・医療・福祉のさらなる一体化を進めることが求められます。

保健については、健康診査や健康教育・相談などを計画的に実施し、住民の健康づ くりを推進してきました。社会的にも生活習慣病への関心が高まり、また、高齢化が進 む中で介護予防の重要性の認識が高まっており、住民の主体的な健康づくりの促進に一 層取り組んでいく必要があります。

また、母子保健における健康診査や予防接種などは、母子の心身ともの健康を確認 する重要な機会であるため、課題のある方に関しては専門機関の対応へつなぐとともに、 健康づくりや食育の啓発を行うことで、主体的な健康づくりを促進することが重要になり ます。

くわえて近年、過労や貧困などの問題から、メンタルヘルスに課題を抱える方が増加し ており、身体の健康だけでなく、心の健康づくりも推進する必要があります。

基本方針▶

東庄病院は、地域医療の中核として医療水準の維持・向上に努めるとともに、行政や町外の医療機関と連携し、地域包括ケアシステム及び広域医療ネットワークの確立に努めます。

また、住民自らが健康意識を高め、健康増進に取り組むため、一次予防に重点を置いた住民参加型の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸や医療費の削減に取り組みます。また、本町の恵まれた自然や温かみのある地域のふれあいなどの特性を、大切な資源ととらえ食育を推進します。

施策体系

施策

(1) 地域医療の充実

- ① 東庄病院を地域医療の中核として、広域的な地域医療機関とのネットワーク構築を推進するとともに、療養病床の再編を含めた機能強化を図ります。
- ② 医師及び看護師など医療人材の確保に取り組みます。
- ③ 地域包括ケアシステムの推進に伴い、在宅医療を支える緊急対応可能な他職種連携の体制の構築を推進します。また、救急医療や災害などの緊急対応についても、体制構築を推進します。

主な取組み

医療と保健・福祉の連携強化	東庄病院、保健衛生係、福祉係
広域的地域医療ネットワークの推進	東庄病院、保健衛生係、企画財政係
医療人材の確保	東庄病院
地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進	東庄病院、訪問看護ステーション
「国保東庄病院新改革プラン」の実行	東庄病院

(2) 保健・健康づくりの充実

- ① 住民のニーズに応じた各種保健事業の運営企画を行い、各種健康診査・予防接種体制を整備し、健康づくりや生活習慣病予防、歯科保健活動を充実させます。
- ② 住民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識を高め、主体的な健康づくりに取り組むため、自主組織の整備や組織間の連携などを支援します。
- ③ 母子保健における健康診査などの機会に、課題のある母子を把握した場合には、関連課や専門機関などと十分な連携をとりながら、切れ目ない支援を行います。
- ④ こころの健康づくりについて、関係機関と連携しながら相談などの支援を推進します。
- ⑤ 生涯を通じて健やかな食生活を送ることを目指し各年齢層に応じた取組みを行っていきます。 また地産地消の推進をすることで、住民の地域への愛着を醸成します。

主な取組み

住民の主体的な健康づくりに向けた意識啓発	保健衛生係
健康診査体制の強化	保健衛生係
感染症対策(予防接種等)の充実	保健衛生係
生活習慣病対策の推進	保健衛生係
母子保健の充実	保健衛生係
こころの健康づくりの推進	保健衛生係

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
乳幼児健診の受診率(H29~ H33 の平均)	96.3%	97.0%	保健衛生係
成人各種検診の受診率(H29 ~ H33 の平均)	27.8%	30.0%	保健衛生係
各種予防接種率(H29~ H33 の平均)	72.5%	80.0%	保健衛生係
東庄病院の病床利用率	68.4%	75.0%	東庄病院

6 社会保障

▶現状と課題

わが国の医療保険は職域に応じ、事業所などで働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがあり、住民の健康管理と健康増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしています。しかし、高齢化の進展などにより、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険の財政状況は厳しい状況にあります。千葉県において、平成30年度に国保事業の財政運営責任などが市町村から県へ移管されるため、本町においてもそれに向けた取組みが必要になります。

また、平成20年度から導入された後期高齢者医療制度について、保険者は千葉県後期高齢者医療広域連合ですが、被保険者の加入・脱退の届出や保険証の交付、保険料の徴収、給付に関する申請受付、広域連合への進達事務などは町が行っています。

これらについて、保険税・料収納率の維持・向上を図りつつ、被保険者の疾病予防の推進による医療費の抑制を行うことにより、健全な運営を行うことが求められています。

国民年金制度は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後をはじめ、障害や死亡の場合の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。保険料の収納事務は国が行っていますが、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、減免の相談、申請の受理、年金事務所へつなぐ進達事務などは町が行っています。

今後も、国民年金被保険者となる住民の正確な把握と、国民年金制度への理解を広めることにより、住民の受給権の確保に努めていくことが必要です。

基本方針▶

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な運営を確保するために、収納率の維持・向上を図ります。また、特定健康診査や予防対策の推進により、疾病の予防・早期発見に努め、医療費の適正化を図ります。

国民年金についても、制度の周知啓発や相談業務の充実を通じ、適正な納付を促し、検認率の向上に努め、年金受給権の確保を図ります。

施策体系

社会保障

国民健康保険の健全運営後期高齢者医療制度の健全運営国民年金事業の健全運営

施策

(1) 国民健康保険の健全運営

- ① 特定健康診査などや予防対策を通じ、被保険者の健康保持増進を図り、医療費の適正化に努めます。
- ② 平成30年度からの国民健康保険事業の千葉県への移管に適切に対応し、円滑な運営を図ります。

主な取組み

特定健康診査や予防対策の実施による医療費適正化の推進	国保年金係
国民健康保険税の収納率向上	賦課徴収係

(2)後期高齢者医療制度の健全運営

- ① 健康診査や介護予防対策を通じ、後期高齢者の健康保持増進を図り、医療費の適正化に 努めます。
- ② 千葉県後期高齢者医療広域連合との緊密な連携を図り、制度の円滑な運営に努めます。

主な取組み

健康診査や予防対策などの実施による医療費適正化の推進	国保年金係
後期高齢者医療保険料の収納率向上	賦課徴収係

(3) 国民年金事業の健全運営

国民年金対象者の的確な把握と適用に努めるとともに、納付猶予や免除申請など制度の周知 や相談業務を充実することで、保険料の適正な納付を促し、検認率の向上に努め、年金受給 権の確保を図ります。

主な取組み

国民年金制度の周知及び相談の充実 国保年金係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
国民健康保険税収納率 (H29 ~ H33 の平均)	92.7% (H23 ~ H27 の平均)	94.0%	賦課徴収係
国民健康保険受給者ひとりあたり医療費 (年間)	310 千円	H27 対比 25.0%増以内	国保年金係

■ 設定根拠について

近年の医療費増加傾向は著しく、医療費抑制を施策目標に据えることは必要なことと考えられます。

本町の医療費の推移をみてみると、国民健康保険被保険者ひとりあたりの医療費は、平成22 年度から平成27年度にかけて32.6%の医療費の増加が見られます。

東庄町国民健康保険 被保険者1人あたりの療養諸費用額の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受給者ひとりあたり医療費	233,531 円	253,601 円	255,337 円	276,618 円	281,951 円	309,637 円
平成 22 年度対比		8.6% 増	9.3% 増	18.5% 増	20.7% 増	32.6% 増

高齢者人口が増加傾向にあることや高額医薬品の利用増加などの要因により、今後も医療費は増加すると推測されます。国の将来見通しによれば、平成37年のわが国全体の医療費は平成27年度対比で52%増加すると推測されています。

こうしたことをふまえ、今後、ジェネリック医薬品のさらなる推進や適正受診の指導、特定 健診受診後の保健指導受診者の増加により医療費抑制に取り組みます。また目標は、平成33 年度の国民健康保険受給者ひとりあたり医療費増加を平成27年度対比25%増に抑えることと 設定します。

第2節 個性を活かしたにぎわいづくり(産業・移住定住)

1 農 業

▶現状と課題

本町の総農家戸数は744戸(2015年農林業センサス)で、販売農家戸数はその約8割にあたる614戸です。農家戸数は長期的に減少傾向が続いていますが、減少の内訳は兼業農家が中心で、専業農家は横ばいです。また、農地の利用状況は、経営耕地面積1,499haのうち田1,140ha、畑358ha、樹園地0.1ha、となっています。本町の地勢は条件の良い平坦地の農地も多くありますが、山間地には傾斜地を開いた棚田畑も多く、農地の集積が容易でない地区も少なくありません。

兼業農家の離農が進んでいることから、遊休農地も増加傾向にあります。これに対しては、人・農地プランの策定などを通じて、農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積などの農地流動化に向けた取組みを検討する必要があります。

農産物については、コカブなど伝統的に生産されているものにくわえ、イチゴや豚などの付加価値の高いものも生産されています。イチゴについては観光イチゴ園などの取組みにより、本町の交流人口増進に大きく貢献しています。豚についても、ブランド化による付加価値の向上や、食肉センターによる流通の促進によって、畜産農家の所得確保につながっています。

これらの現状から、本町の農業においては、付加価値の高い農業のさらなる振興と、 遊休農地の解消などの農業基盤の整備が、大きな柱であると考えられます。そのために は、農業後継者の育成や結婚の支援、都市交流や町内外からの新規就農者募集など、 担い手確保への一層の取組みが必要です。

また、本町住民の農業への愛着を深めるとともに、小規模生産の農家の展開の場として、農産物を活用できる拠点の整備について検討します。

基本方針▶

農業生産の展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを 目的として、農業振興地域整備計画に即した農地整備を行い、 生産基盤としての機能確保に努めます。

また、本町の付加価値の高い農産物のPRや、特産加工品の 開発などによる6次産業化に取り組むなど、農業の収益性向上 を支援します。くわえて、関係機関の連携のもと、人・農地プランの策定や都市農村交流の推進など、本町の農業の担い手確 保に向けた取組みも展開します。



観光資源にもなっている東庄町産のいちご

施策体系



施策

(1)農業の振興

- ① 認定農業者の育成や集落営農、農業法人化の推進など、大規模化・効率化を支援することにより、遊休農地の活用や担い手の確保につなげます。
- ② イチゴや豚など付加価値の高い農産物により、すでに一定の認知のある本町農業の展開を図るため、6次産業化などさらなる付加価値向上に向けた展開などを推進し、農家の収益向上に努めます。
- ③ 人・農地プランの策定や新規就農者への研修機会の提供により、今後地域の担い手となる農業後継者や新規就農者への支援体制を強化します。
- ④ 農村ふれあい塾など、地域住民や都市住民の体験交流を通じ、将来的な担い手育成や新たな活力ある農業への展開を目指します。

主な取組み

認定農業者や集落営農組織等の育成による担い手確保	産業振興係
食肉センターの適切かつ効率的な運営	産業振興係
6次産業化やブランド化を通じた販路拡大への支援	産業振興係
農産物を活用できる拠点の検討	企画財政係
人・農地プランの策定促進	産業振興係、農業委員会
農地中間管理事業の活用による農地の集約・集積	産業振興係、農業委員会
新規就農者への機会の提供	産業振興係、農業委員会
農村ふれあい塾など体験交流活動の充実	産業振興係

(2) 農地・農環境の保全

- ① 農業振興地域整備計画の総合的な見直しを行い、地力増強対策や農地流動化など、農地が生産基盤として効率的に機能するように支援します。
- ② 農地の違反転用防止を目的として、定期的なパトロールを行います。
- ③ 農地・農業施設(排水路・農道など)の維持管理を行い、多面的機能を維持します。

主な取組み

農業振興地域整備計画の継続した見直しと特別管理	産業振興係
地力増強対策の推進	産業振興係
遊休農地などの流動化	産業振興係、農業委員会
農業・農地の多面的機能の維持	産業振興係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
農地利用権設定面積	328.7ha	370.5ha	産業振興係
認定農業者数	122 人	130人	産業振興係

2 商工観光

▶現状と課題

本町の商業は、卸売・小売店のほとんどが家族経営の小規模店であり、高齢化・消費者ニーズの変化に伴い商店数は減少傾向にあります。今後、高齢化がさらに進行した際、町内の買い物利便の確保について検討が必要になるため、商業の趨勢は産業だけの課題ではありません。

工業は、東庄工業団地による企業誘致の成果もあり、一定の産業規模を維持しています。しかし、社会経済情勢の影響により、厳しい経営を迫られる製造業も多く、経営改善に向けた情報提供などの支援を検討する必要があります。

観光については、自然を楽しめる東庄県民の森や歴史資源のほかに、農業における イチゴ狩りやその他の体験交流、また、弓道場などスポーツ施設を活用した合宿、ゴル フ場など、個性的な地域資源に根ざした観光の取組みが行なわれています。また、平成 28年には旭市と共同で東庄ポーク&ビア夏祭りを開催するなど、地域資源を活かしたイベントも推進しています。

しかしながら、首都近郊という交通利便性 のある立地は、日帰り観光へのシフトや滞在 時間の短縮につながっており、観光振興によ る滞在時間の延伸だけでなく、地域での消費 促進に向けた取組みが必要です。また、交流 人口の増進を、将来的な本町の人口増進につ なげるために、移住定住促進を視野にしたプ ログラムを検討することも重要です。



ポーク&ビア夏祭り

基本方針▶

経営改善に向けた情報提供を充実するなど商工観光業振興に取り組みます。また、農林漁商工連携による6次産業化を推進することにより、地域資源を活用した産業振興を促進します。

また、事業者だけでなく就業希望者への支援として情報提供を行うとともに、健全な雇用環境維持のため、制度や労働者の権利についての周知を推進します。

交流人口の増進を図るために、着地型観光の推進や、通年誘客のためのイベントの検討などを通じて、本町ならではのグリーンツーリズムを推進します。

施策体系

西工観光 - 商工業の育成 - 雇用対策の推進 - 観光客受入れ体制の整備

施策

(1) 商工業の育成

- ① 商工業者・商工会などが取り組む事業の支援や、国や県の推進する商工業支援の制度や事業についての周知を推進します。
- ② 農林漁商工連携のもと、一次産品の6次産業化を推進し、地域資源を活用した産業振興を図ります。
- ③ 本町で伝統的に営まれてきた製品加工業について、販売支援を行います。
- ④ 高齢者が暮らしやすい買い物利便の維持に努め、必要に応じ、町内循環バス「おでかけ号」のルート検討や商工関連施設の整備についても検討します。

主な取組み

商工業事業者支援にかかる各種制度の周知・情報提供	産業振興係
農林漁商工連携、6次産業化の促進	産業振興係
買い物利便の総合的な確保	産業振興係、企画財政係

(2)雇用対策の推進

- ① 就業支援の制度や事業などについて情報提供を推進するとともに、求職中の若年層や今後増加する高齢者の就業支援についても取り組みます。
- ② 職場内での労働時間や労働環境の維持改善に向け、事業者・労働者双方に向けて、法律 や制度の情報提供を推進します。

主な取組み

就業支援情報の提供	産業振興係
若年層や高齢者の就業支援	産業振興係
労働環境の改善の促進	産業振興係

(3)観光客受入れ体制の整備

- ① 観光協会などと連携しながら、町内の観光資源のPRを推進するとともに、観光拠点づくりの検討も行います。また、観光振興について不可欠な住民参加の促進を行います。
- ② 観光農業の主力であるイチゴや、都市住民の体験交流の推進など、農業と連携した観光誘客を図ります。
- ③ 相撲場や弓道場など、伝統的かつ本町固有のスポーツ資源を活用し、合宿の誘致などによる交流人口増進を図ります。

主な取組み

地域資源を活用した観光振興	産業振興係、企画財政係
6次産業化などの販路となる観光拠点づくりの検討	産業振興係
スポーツ施設を活用した交流人口増進	産業振興係

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
製造品出荷額等(年間)	158.8 億円	160 億円	産業振興係
観光入込客数 (年間)	149,249 人	170,000 人	産業振興係

3 移住・定住促進

▶現状と課題

本町の人口移動の現状は、社会減が継続しており、とりわけ若い世代の転出超過が顕著です。したがって、若い世代の本町へのUIIターンの促進が課題です。

また、本町への転入意向のある方がいても、町内の住宅情報を発信する事業者が少なく、転入機会を逃している懸念があります。一方で、町内に空き家や使用していない宅地もあるため、これらのニーズのマッチングを図る取組みが求められます。

住民の未婚率が増加傾向にあることも課題であり、結婚の希望のある住民に対しての 支援も検討する必要があります。

基本方針▶

就学や就職で本町から転出した方や、観光で本町を訪れ移住意向を持った方が、円滑に本町へ移住できる体制整備として、観光振興と連携した移住情報の発信や、空き家バンクや空き家の整備などを通じ、既存住宅を活用したマッチングを推進します。また、結婚の希望をかなえる支援にも取り組みます。

施策体系

移住・定住促進 移住・定住促進と住環境整備

施策

観光などで本町への移住意向を持った方に、十分な情報提供を行うことで、円滑に本町への転入につなげられる体制整備を行います。また、子育て世代と親世代の同居・近居の促進を支援することで、Uターンを促進します。

また、移住者を受け入れられる住宅情報発信のために、空き家バンクの整備を進め、必要に応じて住宅整備の支援などを検討します。

結婚希望のある未婚者に対し、婚活イベントなど出会いの機会の創出に取り組みます。

主な取組み

移住情報の発信	企画財政係、産業振興係
子育て世代・多世代同居住宅の支援	建設係
移住・定住支援事業の推進 (空き家バンクなど住宅情報のマッチングなど)	企画財政係
婚活応援事業の推進	農業委員会、産業振興係 企画財政係

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
移住斡旋件数	0件	累計 10 件	企画財政係
婚活応援事業を介した結婚組数	0組	累計5組	農業委員会

第3節 次代へつなぐ人づくり、地域づくり(教育・文化)

1 学校教育

▶現状と課題

人口減少・少子高齢化が進む中、教育に対する住民の期待・関心は益々大きくなっています。

幼稚園や小中学校での教育を通して学んだことを、豊かに生かしていくことができる「生きる力」の育成及び社会の中で個性が輝く「人間力」の醸成を図るため、学校教育のより一層の充実を図る必要があります。

そうした子どもにとって望ましい教育環境



授業風景

を整えるため、小学校の統廃合を計画的に推し進めていきます。さらに、小中一貫教育等、 適切な教育体制の検討を進めていく必要があります。

また、幼児、児童、生徒に給食を提供する学校給食センターは、老朽化が進み、衛生面でも最新の基準を満たすものではありません。今後も保護者の負担軽減を図り、安全でおいしい給食を提供するため、早急に新センターの建設の必要があります。

情報化社会、生涯学習社会に対応した教育内容の一層の充実、学校内外の安全体制確保、いじめや非行のない心豊かな児童・生徒を育成する教育の推進などが強く求められます。このため、学校・家庭・地域との連携を図りながら、健康で心豊かな人間性を育む教育環境づくりに取り組んでいく必要があります。

くわえて、障害者総合支援法の施行に伴い、「合理的配慮」が教育の場においても求められています。したがって、障害のある児童が他の児童と同じ場で可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を検討していく必要があります。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、政治的中立を保ちながら主権者教育を推進することも検討しなければなりません。

基本方針▶

21世紀をたくましく生き抜く子どもたちの育成に向け、学校教育の充実を図ります。そのために、 ふるさと東庄町への愛着と誇りを醸成しながら、自ら学び、思考し、表現する力を育成します。また、 子どもたちが主体的に学ぶことのできる教育環境を整備します。

小学校統合にあたって、「学校・家庭・地域社会」がより緊密に連携し、本町に根付いた特色ある学校づくりを進めます。

施策体系

学 校 教 育 教育内容の充実 教育環境の整備

施策

(1)教育内容の充実

- ① 情報化やグローバル化など、急激な社会的変化に対応するために必要な知識や力を身につけることのできる教育を推進します。
- ② 総合学習において、地域との連携を強化し、本町の良さを実感できる教育活動を推進します。
- ③ 子どもたちの「知・徳・体」の向上を図り、個性や能力を引き出していくために、アクティブ・ラーニングなどに取り組み、主体的に学ぶことのできる教育を推進します。
- ④ 地域の農産物に対する理解と関心を高め、よい食習慣や食生活の知恵を身につけるために、 食育の推進に努めます。
- ⑤ 障害のある児童に対し、一人ひとりに応じた指導や支援(特別支援教育)のために学習支援 員を充実するのにくわえ、障害のある児童と障害のない児童が可能な限り共に学ぶインクルー シブ教育システムの構築について検討を進めます。
- ⑥ 選挙年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、学校教育において、政治的中立を確保しつつ、主権者教育を推進します。
- ⑦ 小学校統合に伴い、教育は地域全体で取り組むものという意識のもと、ミニ集会や学校公開を積極的に行うなど、「学校・家庭・地域社会」がより緊密に連携しながら地域一体となった教育の実現を図ります。

主な取組み

情報化に対応する教育の充実	学校教育係
グローバル化に対応する教育の充実	学校教育係
ふるさとへの愛着と誇りを醸成する教育の充実	学校教育係
アクティブ・ラーニングの推進	学校教育係
食育の推進	学校教育係、給食係、産業振興係
特別支援教育の充実とインクルーシブ教育システムの検討	学校教育係
主権者教育の検討	学校教育係
家庭・地域社会と連携した教育の推進	学校教育係
学校支援ボランティア登録制度の推進と活用	学校教育係
租税教室の充実	賦課徵収係

(2)教育環境の整備

適切な規模での学校教育を維持するため、小学校の統合を進めます。また、老朽化した学校給 食センターについては、新センターの建設を進めます。

主な取組み

小学校統合に向けた教育環境の整備	学校教育係
学校給食センターの施設整備	学校教育係、給食係、管財係

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
学習支援教室の講座開設数	_	3講座	学校教育係
情報機器の充実	11台	360 台	学校教育係

2 青少年育成

▶現状と課題

少子化や核家族化など社会環境の変化の中で、家族の絆、身近な地域社会との人間 関係が希薄になってきています。そのような状況の中、青少年を取り巻く環境は、有害な インターネットなどの情報や図書の氾濫、少年による凶悪・粗暴な事件の多発など、きわ めて憂慮すべき状況にあります。

このような社会背景の中で、青少年が自分の夢を確立し、地域社会でボランティアやリーダーとして地域活動に参加し、地域での仲間づくりや地域の課題に取り組むことが求められています。「青少年は地域で育む」という視点に立って、各種体験活動などを通して青少年の社会参加を促し、次世代を担う青少年の健全育成のために望ましい地域環境づくりが求められています。

基本方針▶

青少年が、社会の一員として自覚を高めることができる活動を支援します。また、家庭、学校、地域、 関係団体が連携し、青少年の健全育成に努めます。

施策体系

青少年育成

--- 青少年の健全育成

施策

子どもたちの地域への愛着と誇りを育み、地域社会の一員としての自覚を高めるため、地域学習を推進します。さらに、多くの子どもたちが興味を持って参加できる事業の開催や、スポーツ少年団などで青少年の健全育成を推進します。

そして、これらの活動を通して、地域における人間関係の構築を図っていきます。

主な取組み

子ども会活動などによる地域学習の推進	生涯学習係
青少年関係団体の育成と支援	生涯学習係
子ども講座や青少年向けイベントの開催	生涯学習係
人権尊重思想の推進	町民係、学校教育係
薬物乱用防止の推進	町民係

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
薬物乱用防止教室回数 (年間)	1回	1回	町民係
青少年事業参加者数(年間)	976人	1,000人	生涯学習係

3 生涯学習

▶現状と課題

本町を担う人材を育成するためには、子どもたちへの教育だけでなく、すべての住民がいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができる環境が必要です。本町は公民館を拠点として、その環境の充実を図ってきました。公民館では各種講座の開催、図書館蔵書管理システムによる整備など、生涯学習ニーズへの対応を図っています。

また、生涯学習の推進にあたっては、団塊世代の現役引退に伴う生涯学習人口の増加や多様化する要望に応えられるよう、柔軟に対応していくことが求められています。

基本方針▶

学校教育と生涯学習の連携を図り、子どもから高齢者まで、誰でも参加し、いつでも学ぶことのできる体制を構築します。また、多様な価値観にあわせた生涯学習の機会を提供します。

施策体系

生涯学習

-- 生涯学習推進体制の確立

施策

住民のさまざまな学習意欲を満たす各種講座を積極的に開催するとともに、小・中学生の保護者を対象とした子育ての学習の場として、家庭教育学級の充実を図っていきます。さらに、公民館や図書館の利用促進により、生涯学習を推進する体制を構築します。

主な取組み

生涯学習講座の充実	生涯学習係
公民館での生涯学習活動への支援	生涯学習係
図書館の書籍充実と千葉県立東部図書館などとの連携	生涯学習係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
各種講座の開設数 (年間)	16 講座	25 講座	生涯学習係
公民館の利用者数 (年間)	24,020 人	25,000 人	生涯学習係
住民ひとりあたりの図書貸出数 (年間)	1.1 冊	1.3 冊	生涯学習係

4 スポーツ・レクリエーション

▶現状と課題

価値観やライフスタイルの多様化や少子高 齢化が進むなかで、スポーツ・レクリエーショ ンの目的は単に楽しむだけでなく、健康づくり、 コミュニティの醸成など、多岐にわたる効果が 期待できるものになっています。

競技としてのスポーツについては、スポーツ 少年団の取組みにおいて、主として小学生を 対象としたスポーツの普及が行なわれていま す。また、町内にある相撲場や弓道場におい



町民運動会

て、町外からのスポーツ合宿が行われるなど、地域資源を活用したスポーツ振興につな がっています。

レクリエーションとしてのスポーツについては、公民館における健康増進プログラムとし て各種教室が行なわれており、住民の健康づくりの促進につながっています。また、グ ラウンドゴルフなど地域住民の参加しやすい軽スポーツのイベントには多くの参加があり、 高齢者の健康づくりや多世代交流、コミュニティの醸成など、分野を超えた多くの効果 があるものと考えられます。

こうした活動を支えるために、町内のスポーツ施設や学校開放の体育館など、活動場 所の提供や、スポーツ推進委員など指導者を確保していくことが重要です。

基本方針▶

積極的な健康づくりに取り組む住民活動を支援し、生涯を通じて気軽にスポーツに親しむことの できる環境づくりを推進します。今後も、競技スポーツの推進や、各地域で行われるスポーツ活動 の支援を行うとともに、既存施設を活用したスポーツ合宿やスポーツ大会の開催を推進します。

施策体系

スポーツ・レクリエーション --- スポーツ・レクリエーションの推進

施策

競技としてスポーツに取り組む子どもたちのために、スポーツ少年団などへの支援を行うとともに、 町内のスポーツ施設や学校体育館などを活動の場として活用できるよう、支援します。また、町外からのスポーツ合宿により、スポーツによる都市交流を推進します。

レクリエーションとしてのスポーツについては、住民の健康づくりやコミュニティ醸成など、多様な効果が期待できる意義深いものであることから、関係団体などと連携しながら、誰でも気軽にできる軽スポーツの活動支援やイベント開催などを推進します。

主な取組み

スポーツ・レクリエーション施設の整備・活用	生涯学習係
スポーツ活動の指導者、組織の充実	生涯学習係
スポーツイベントの開催	生涯学習係
健康増進のための講座の開催	生涯学習係、保健衛生係

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
スポーツ施設の利用者数(年間)	45,599 人	48,000 人	生涯学習係

5 芸術・文化活動

▶現状と課題

本町には文化協会や自主活動団体が多数あり、さまざまな分野で芸術・文化活動を行う団体が加盟しており、日ごろから各団体が公民館を拠点として活発に活動しています。また、その成果を披露する場として、東庄町文化祭をはじめ各種イベントを開催しています。今後、高齢化が進むことが予想されることから、シニア世代の文化活動や余暇時間の有効活用といった需要増加が見込まれ、また、芸術・文化活動は生きがいづくりとしての効果も期待されます。

また本町内には数多くの文化財があります。埋蔵文化財については現状保存を図るとともに、必要に応じて発掘調査を行い、出土品の保管・展示を行っています。また、歴史教室等で史跡巡りを実施するなど、文化財を活用した取組みも行っています。笹川の神楽、左右大神の神楽をはじめとする無形民俗文化財も継承されており、古くから残る貴重なまちの伝統として保存を図っていく必要があります。

基本方針▶

住民による芸術・文化活動を支援し、活発化を促進します。また、文化財の保護を行うとともに、 これを積極的に活用した取組みを行います。

施策体系

芸術・文化活動の展開

芸術・文化活動の展開

文化財の保護と活用

施策

(1)芸術・文化活動の展開

文化協会や自主活動団体による芸術・文化活動を支援するとともに、成果を発表する場を設けることにより、活動の活発化を図ります。そして、高齢者の生きがいづくりのために、こうした団体への加入を促進します。

また、芸術・文化に関する意識を高揚し、地域文化の育成を進めます。

主な取組み

文化協会・自主活動団体の活動支援	生涯学習係
イベントやコンサートなどの実施	生涯学習係
芸術文化を鑑賞する機会の提供	生涯学習係

(2) 文化財の保護と活用

文化財の調査・研究を推進し、郷土芸能などの無形民俗文化財を維持していくため、後継者育成などの取組みを進めていきます。文化財の保護と活用を図り、案内板の設置等によりPRを行うとともに、本町の歴史や文化財を次世代に伝承する手段として、観光ボランティアとの協働で史跡等を巡る活動などの取組みを実施していきます。

主な取組み

郷土芸能や無形民俗文化財など地域伝統行事の後継者の育成	生涯学習係
地域の歴史や文化財の周知	生涯学習係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担 当 係
文化協会の加盟団体数	28 団体	30 団体	生涯学習係

第4節 自然と安らぎの暮らしづくり(都市基盤・環境)

土地利用

▶現状と課題

本町での土地利用形態は約半分を農地が占め、中央部の丘陵地には畑地が、北部と 南部には水田地帯が広がっています。人口は、北部のJR成田線、国道356号沿いに多 くが集中して市街地を形成し、他の地域では集落が点在しています。その他、東庄県民 の森を中心とする地域、東庄工業団地一帯など、特徴を持ついくつかのゾーンに区分け することができます。

町の北側ほぼ半分の地域を都市計画区域としていますが、今後も地域の実態を考慮し たうえで、都市計画道路の見直しや開発と保全のバランスを図りながら施策を展開してい くことが必要です。

地籍調査事業は昭和58年に着手して以来、継続して実施してきましたが、平成32年 に計画区域の調査が完了する予定であり、その後は調査で得たデータを他の分野でも有 効に活用することが必要です。

基本方針▶

土地利用構想に定めるゾーン別の土地利用方針に基づき、各種の計画・事業の検討を行います。 また、地籍調査の完了後、調査データの有効活用を図ります。

施策体系

土地利用

計画的で秩序ある土地利用 地籍調査の推進と効果的活用

施策

(1)計画的で秩序ある土地利用

本町の特性をふまえた土地の活用と保全を考慮し、土地利用構想におけるゾーン別の土地利用方針に基づき、各種の計画や事業の検討を行います。また、町有地については有効活用を推進していきます。

主な取組み

土地利用構想に基づくまちづくり	企画財政係
無秩序な開発の抑制	建設係
町有地の有効活用の推進	管財係

(2) 地籍調査の推進と効果的活用

地籍調査を計画的に進めながら、調査完了後には調査データを他の分野で有効に活用できるよう、情報システムの構築を進めます。

主な取組み

地籍調査の計画的な実施	地籍調査係
調査データを活用した地理情報システム(GIS)の構築	企画財政係

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
地籍調査実施面積	30.8km²	34.1km²	地籍調査係

2 道路

▶現状と課題

本町の広域幹線道路としては、北部を東西に走る国道356号、南部を東西に走る主要地方道多古・笹本線などがあります。国道356号は、小見川一笹川間のバイパス化が完了してはいますが、利根川河口堰までの早期完成が待たれるところです。また、利根川河口堰(利根川大橋)と接続する一般県道下総橘停車場東城線(北ルート)、主要地方道多古・笹



建設中の北ルート

本線(南ルート) についても着工済ですが、いずれも建設が遅れており、早期の開通が望まれています。

町道については、改良率が78.8%で、周辺自治体と比較して整備が進んでいます。町道は住民にとって重要な生活基盤であり、今後も地元との協議を進めながら整備を進める必要があります。また、一般農道についても、必要に応じ整備を行い、維持していく必要があります。

基本方針▶

広域幹線道路は早期開通に向け、国や県への要請を継続します。また、町道については、住民のニーズなどをふまえながら、優先順位を明確にして整備を行います。

施策体系

道路

- 広域幹線道路網の整備 - 町道の整備

施策

(1) 広域幹線道路網の整備

国道 356 号バイパス、北ルート、南ルートの早期開通のため、周辺自治体と連携を図りながら国や県に対して継続的に要請していきます。また、慢性的な渋滞が起こっている道路については、要因の解消に取り組みます。

主な取組み

国道 356 号バイパスの早期完成促進とアクセス道路整備の推進	建設係
一般県道下総橘停車場東城線(北ルート)の早期完成の促進	建設係
主要地方道多古・笹本線(南ルート)の早期完成の促進	建設係
茨城県と結ぶ幹線道路 (新橋) 整備計画の促進	企画財政係
渋滞緩和の検討	建設係

(2) 町道の整備

必要性と事業効果が高い路線から優先順位を考慮して改良工事、舗装工事などを行っていきます。舗装済の町道についても幅員の拡幅などの再整備を図り、安心して利用できる町道の整備を進めていきます。

また、道路や橋梁が本来持つ安全性や機能だけでなく公共財産としての価値にも着目して適正な管理を行っていきます。くわえて一般農道についても、必要に応じ、整備を推進します。

主な取組み

町道の総合的な整備	建設係
排水施設の整備	建設係
橋梁の長寿命化修繕計画に基づく定期点検及び逐次計画の見直し	建設係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
町道舗装率	72.1%	73.3%	建設係
町道舗装実延長	223.0km	226.3km	建設係
町道改良率	78.8%	80.0%	建設係
町道改良済延長	243.7km	247.1km	建設係

3 地域交通

▶現状と課題

主要な交通機関であるJR成田線は、公共交通機関として重要な役割を果たしていますが、笹川駅、下総橘駅を含む成田駅から銚子駅までの区間は概ね1時間に1便程度の運行状況になっています。

高速バス路線については東京への往復便が1時間に1便程度、大阪への往復便が1 日に1便、それぞれ運行されており、都内へのアクセスの利便は低くはありません。

また、町内循環バス「おでかけ号」は、高齢者の外出支援のほか買い物など、高齢者等の交通弱者のための「生活の足」を目的に導入したものですが、現在では広く住民が利用できる体制で運行しており、身近な交通手段としてさらに有効な運用を検討していく必要があります。

基本方針▶

本町の地域公共交通網について、総合的に検討の上、「おでかけ号」の運行ルートの検討等、住 民の生活利便を確保する地域公共交通の整備を進めます。

施策体系

地域交通

─ 地域に密着した公共交通手段の確保

施策

高齢者など自動車での移動が困難な方の増加に備え、地域に密着した公共交通のあり方を検討し、外出や買い物の利便性の確保を図ります。

主な取組み

	町内循環バス「おでかけ号」の適切な運行体制の検討	企画財政係、	介護保険係
--	--------------------------	--------	-------

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
町内循環バスの利用者数 (年間)	14,219 人	20,000 人	介護保険係

4 通信・情報

▶現状と課題

情報通信技術の進歩やスマートフォン等の普及により、インターネットを活用した情報のやりとりがより身近なものになりました。本町においても、町内全域に光ファイバーが敷設され、通信・情報環境の都市部との格差は解消されています。

今後、こうした情報技術の発達に即したまちづくりのあり方を検討する必要があります。

基本方針▶

すべての住民が情報通信技術の恩恵を享受できる地域社会を目指し、住民生活への情報技術の 浸透を推進します。

施策体系

通信・情報

— 情報活用の促進

施策

防災、医療、福祉など、情報通信技術による住民生活の向上のため、行政におけるシステム・ネットワークの充実を図ります。

主な取組み

	情報通信技術の発達に即したまちづくり	企画財政係
--	--------------------	-------

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
公共施設への公衆 Wi-Fi の導入数	2施設	3施設	企画財政係

5 自然環境

▶現状と課題

水と緑に恵まれた自然環境は住民の大きな財産であり、住民の本町への愛着と誇りを 育むものでもあります。そうした自然環境を荒廃させないためには、一人ひとりが自然環 境の保全に関心を持ち、地域の自然を自らの手で守る意識を啓発することが必要です。

河川では生活排水の流入などによる水質の低下が見られます。水道水源でもある黒部川では、これまで県など関係機関との連携により桁沼川浄化施設や浄化水流機が設置されるなど、きれいな河川を取り戻すための努力が進められてきました。

また、東日本大震災発生以降、環境負荷の低減とともに省エネルギーの意識が高まっています。このような意識の高まりを維持しつつ、自然環境を保全するための取組みを推進していく必要があります。

基本方針▶

河川や里山を保全し、住民とともに本町全体の自然環境を守ります。また、地球環境を守るために、 省エネルギーや再生可能エネルギーの活用や導入などを推進します。

施策体系

自然環境

- 自然環境の保全と意識向上 - 地球環境のためのエネルギー対策

施策

(1) 自然環境の保全と意識向上

- ① 豊かな自然の象徴である河川の環境保全と、国内有数の広大なヨシ原湿地がある利根川下流域の自然再生に国と連携しながら取り組みます。
- ② 本町の土地を守る里山について、住民と協働で荒廃を防ぎ、多面的機能の維持を図ります。
- ③ 環境保全に不可欠な住民の意識向上を図りながら、環境に対する取組みを総合的に位置づける環境基本計画を策定し、環境施策の方向性を明らかにします。

主な取組み

河川の水質及び周辺環境の維持	生活環境係
利根川下流域の自然再生	建設係
里山の保全、多面的機能の維持	産業振興係、生活環境係
自然環境保全に向けた住民意識の向上	生活環境係
環境基本計画の策定	生活環境係

(2)地球環境のためのエネルギー対策

節電をはじめとする誰でも取り組める省エネルギー対策を推進するとともに、環境負荷や経済的 負担の少ない再生可能エネルギーの活用や導入を図ります。

主な取組み

省エネルギーの推進	生活環境係
再生可能エネルギーの活用や導入支援	生活環境係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
桁沼川(別当内橋附近)のBOD値	2.8mg / L	$2\mathrm{mg}/\mathrm{L}$	生活環境係
黒部川(新宿銚子市水道部取水口附近)のBOD値	2.7mg / L	2 mg / L	生活環境係

6 生活環境

▶現状と課題

本町に暮らす住民にとっても、これから本町に住むことを考える方にとっても、町内の生活環境が良好に維持されているのは重要なことです。自然と調和したまちでありつつ、生活衛生環境の水準は維持しなければなりません。

住民の憩いの場であり、コミュニティの交流の場ともなる公園は、すべての住民にとって重要です。本町では、これまで「雲井岬つ



雲井岬つつじ公園

つじ公園」、「東庄町ふれあい公園」、「石出堰親水公園」など地域の自然を生かした公園や、野鳥の観察もできる「利根川コジュリンこうえん」、町の南部には県の施設として整備された「東庄県民の森」があり、町内だけでなく、県内外から多くの観光客が訪れています。また、児童遊園などでは、地域住民の手で管理が行われる施設も増えつつあり、今後も住民参加による公園の維持・管理体制を促進していく必要があります。

また、公園なども含めた本町全体の景観についても、住民の参加がなければ維持できるものではありません。これまで本町は、ゴミゼロ運動や河川の清掃を住民参加のもと推進するなど、住民と協働の景観維持を図ってきており、今後もこうした取組みを継続する必要があります。

大気や水などの生活を取り巻く自然を守るためには、廃棄物や汚水など、産業や住民 生活に伴う環境の悪影響を管理する必要があります。本町は、工業団地に多数の事業 者があることもあり、事業者とは公害防止協定を結んでおり、また、農家に対して廃棄 物の適切な処理方法の指導を継続的に行っています。畜産農家の多い本町の実情により、 悪臭防止対策として糞尿処理施設の設置も進めてきました。

廃棄物対策として、不法投棄の監視を継続して行うとともに、家庭ごみに対しては、 香取広域市町村圏事務組合で収集しており、分別収集やごみの堆肥化を推進しています。 汚水対策として、町内全世帯に対し合併処理浄化槽への切替及び設置を推進しています。

基本方針▶

住民や事業者と協働で本町の生活環境の維持を図るために、住民の意識向上に向けた取組みを 推進します。そして、まちの景観をより良いものにするだけでなく、ごみの分別の促進や合併処理浄 化槽の設置を進め、住民が良好な衛生環境での生活が維持できるよう取り組みます。また、生活環 境に大きな影響を与えうる事業者に対しても、意識向上を図ります。

施策体系

生活環境

調和と憩いの空間整備 公害防止対策の推進 ごみ及びリサイクル収集体制の充実 排水環境の整備

施 策

(1)調和と憩いの空間整備

- ① 本町のまち並みや黒部川沿いなど、自然環境と調和した景観づくりを推進します。また、清 掃などの環境美化活動を、住民と協働で推進します。
- ② 住民の憩いや交流など、公園や広場の立地や機能が十分に生かせるように、住民と協働で の維持管理を推進します。

主な取組み

本町の自然への愛着を育むための公園整備 (利根川コジュリン公園、石出堰親水公園)	産業振興係
住民交流促進に向けた公園整備(東庄町ふれあい公園)	建設係
スポーツなどに親しむための公園整備(宮野台運動公園)	生涯学習係
子育てや健康づくり促進のための公園整備 (児童公園等)	福祉係
住民の環境美化意識の向上	生活環境係

(2)公害防止対策の推進

- ① 特定事業所との公害防止協定や、野菜生産者や畜産農家への指導、糞尿処理施設の活用 促進により、公害防止に努めます。
- ② 不法投棄防止に向けて、県や関係機関と連携して監視などの対策を推進します。

主な取組み

公害防止協定の締結と指導	生活環境係
事業者への公害発生防止や廃棄物適正処理等の指導	生活環境係、産業振興係
地下水水質検査の定期的な実施	生活環境係
不法投棄に対する監視体制の強化	生活環境係

(3) ごみ及びリサイクル収集体制の充実

- ① 分別収集やごみの堆肥化を推進し、収集の効率化と排出の減量化を図ります。また、事業 者に対しても、適切なごみ処理について啓発を図ります。
- ② 資源の有効活用に向けた3R活動を推進します。

主な取組み

分別収集の推進	生活環境係
産業廃棄物の適正処理の促進	生活環境係、産業振興係
3 R活動の推進	生活環境係

(4)排水環境の整備

未処理の生活排水の排出抑制のため、合併処理浄化槽の普及促進と、設置後の適切な維持管 理について啓発を進めます。

主な取組み

合併処理浄化槽の普及促進	生活環境係
合併処理浄化槽の適正管理の啓発	生活環境係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
合併処理浄化槽の設置補助基数	707 基	937 基	生活環境係
住民ひとりあたりのごみ排出量	750g/人·日	635g/人·日	生活環境係

第2章

7 上水道

▶現状と課題

安全でおいしい水を安定的に供給するため、本町では東総広域水道企業団から黒部川を水源とする浄水の供給を受け、2か所の配水場施設から各家庭へ給水を行っています。上水道供給施設に関しては、一定の年数が経過した配水管、給水管の更新・整備を順次行っており、東日本大震災においても町施設に被害はなく供給体制を維持し、供給元の復旧後、給水ができています。

今後も上水道の水質と安全性、安定供給を確保するための取組みを継続していく必要があります。しかし、現在の水道事業では給水原価が供給単価を上回っており、その不足分は毎年町の予算から補てんされています。人口減少に伴う水需要の減少の中、老朽化による施設の更新も含めた水道事業の経営の安定化を図るためには、適正な料金水準への移行や、さらなるコスト削減策の実施に取り組む必要があります。また、将来的には近隣の水道事業者との統合も視野にした体制の検討も必要になります。

基本方針▶

人口動態やニーズを見すえながら、水道網の施設改良・統合による効率化を進めるとともに、健全な水道経営を行うことで、本町の上水道を維持します。

施策体系

上水道

--- 水道事業の効率的運用

施策

将来的な水需要の推移を見すえながら、適切な料金水準や財源の確保、技術職員の育成、老朽 化施設の更新を図りながら、効率的な運用を行います。

主な取組み

配水施設の計画的な更新	水道係
上水道運営体制の効率化	水道係

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
上水道普及率	83.5%	85.0%	水道係
水道基準適合率	100%	100%維持	水道係

8 交通安全・防犯

▶現状と課題

本町における平成27年度末の車両保有台数は8,233台であり、多くの住民が自動車を主な移動手段として使用していることから、今後一層交通安全への対策が必要な状況にあります。また、地域の高齢化の進展に伴い、高齢の運転者も増加している中、交通事故のない安全な地域づくりを目指すために、行政や関係機関が、交通安全対策全般にわたる諸施策を推進する必要があります。

防犯に関しては、警察やボランティア団体などによる定期的なパトロールが行われており、ボランティア団体も増えています。昨今、わが国において犯罪の多様化や凶悪犯罪が報道されており、今後も犯罪を防ぐために、地域全体の連携体制を構築していくなどの対応が必要です。

基本方針▶

交通安全対策については、交通安全施設の整備と住民の意識啓発を、関係機関などの連携のも とに推進します。

また、防犯対策についても、住民が安心・安全を感じる住みよいまちづくりを推進するために、地域が治安に対する共通の問題意識を持って、相互に連携協力して積極的な取組みを進めます。

施策体系

交通安全・防犯

- 交通安全対策の強化- 防犯体制の充実

施策

(1)交通安全対策の強化

- ① 子どもや高齢者などを中心に、交通安全啓発活動を推進します。
- ② 住民や団体などとの協働のもと、交通安全活動を推進します。
- ③ 交通安全施設(歩道、カーブミラー、ガードレール、路面表示など)の充実を図ります。

主な取組み

住民への交通安全意識の啓発	庶務係
交通安全対策施設の充実	建設係、庶務係

(2) 防犯体制の充実

- ① 防犯指導などの実施により、街頭犯罪・侵入犯罪防止活動を推進します。
- ② 警察やボランティア団体などと連携し、防犯パトロールを推進します。
- ③ 防犯施設(防犯カメラなど)の充実を図ります。

主な取組み

防犯パトロールの推進	庶務係
防犯施設の充実	建設係、庶務係

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
住民対象の交通安全教室の開催回数(年間)	2 回	3 回	庶 務 係
防犯パトロール実施回数 (年間)	47 回	60 回	庶 務 係

防災・消防・救急

▶現状と課題

近年、想定外の激甚災害が全国的に発生 しており、自然災害はどこでも起こりうるとい う意識が高まっています。本町は、急傾斜地 と河川があるため、土砂災害や水害に特に 注意をする必要があります。高齢化が進んで いることから、要配慮者・避難行動要支援 者も増えており、現状に応じた防災体制の充 実が必要になります。

これに対し、常備消防については、香取 広域市町村圏事務組合消防本部の東庄分署が 町内にあり、また町内に消防団も4分団22支部を配置しています。



防災訓練

そこで消防・救急車両、消防団車両、消防資機材、防災行政用無線、消火栓等水利 の整備を進めるとともに、常備消防及び消防団との連携強化、併せて救急救命士の養 成などによる救急体制の充実を図る必要があります。

本町においても、非常食や水の備蓄や民間事業者との協定、給水タンクの設置により、 避難時の生活物資の確保を図っています。また、災害時の自助・共助意識を向上させる ため、定期的な防災訓練や「見守りネットワーク」の推進、避難場所の周知を図っています。

また、近年の災害状況をふまえ、平成25年に「東庄町地域防災計画」を策定し、本 町内の防災体制を体系づけましたが、その後も激甚災害が全国で頻発しており、教訓を 踏まえた計画の更新が求められます。

基本方針▶

住民一人ひとりの意識改革を図り、地域ぐるみの防災意識の高揚、災害時の避難体制の確立など、 災害に強いまちづくりを推進します。

また、高齢化に伴い、消防本部と消防団が連携して、効果的な消防体制の整備を図るとともに、 消防設備・消防水利施設の充実による消防力の整備と消防職員・団員の資質向上による高度な救急 業務への対応など、救命・救急体制の充実を進めます。

施策体系

防災・消防・救急

- 防災体制の強化 - 災害に強いまちづくり – 消防・救急体制の充実

施策

(1)防災体制の強化

- ① 本町の地域防災計画を定期的に修正し、関係機関や地域と連携した防災体制の強化を図ります。
- ② 企業などを対象に自主防災組織の結成を促進し、地域と消防団、ボランティアなどとの連携のもと災害時の初動体制の確保を図ります。また、防災訓練などの実施により、応急対応の向上を推進します。
- ③ 非常食や飲料水の備蓄や民間事業者との協定により、災害時の物資の確保を図ります。
- ④ 避難生活に配慮が必要な方のために、福祉避難所の確保を図ります。
- ⑤ 大規模な広域災害を想定し、民間を含めた広域応援体制及び受援体制の確立を図ります。

主な取組み

地域防災計画の随時見直し	庶務係
住民・事業者などと連携した地域一体の防災体制の構築	庶務係
福祉避難所の確保	庶務係、福祉係
広域応援・受援体制の確立	庶務係

(2) 災害に強いまちづくり

- ① 治山治水対策や土砂災害防止対策として、関係機関と連携してパトロールを行うなど、危険地域を把握し、周知を図ります。
- ② 避難所に指定している公共建物の耐震補強と避難経路の点検・確立を進めます。
- ③ 建築年数の経過している住宅の耐震改修を促進します。
- ④ 住民への円滑な情報伝達のため、老朽化が進む防災行政無線設備の更新を図ります。また、 防災行政無線、緊急速報メールなどの適正かつ効果的な運用を図ります。

主な取組み

災害危険度箇所の把握	庶務係
町内建築物の安全性の確保	建設係
防災情報伝達設備の維持・更新	庶務係

(3)消防・救急体制の充実

- ① 消防本部と消防団の組織間の連携の充実と、消防団員の確保及び資質の向上を図り、消防・防災体制の整備を図ります。
- ② 消防本部や東庄分署と連携を図り、災害に十分対応できる施設・装備の導入を図ります。
- ③ 要配慮者・避難行動要支援者に対応するため、関係機関などとの連携を強化し救急・救命体制の整備を図ります。
- ④ 近隣市町と連携し、救急医療体制の強化を図ります。

主な取組み

消防施設・装備の更新・導入	庶務係
消防意識の啓発と消防団員の確保	庶務係
救急救助体制の強化	庶務係

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
自主防災組織数	34 組織	36 組織	庶 務 係
消防団員実人数	234 人	235 人	庶 務 係

みんなが参加する地域のつながりづくり

第5節 みんなが参加する地域のつながりづくり(地域運営)

協働 61

▶現状と課題

わが国全体において人口減少が進む中、地方分権制度改革が進んでいます。本町に おいても、求められる責務が増加傾向にある一方、人口減少による厳しい財政状況が予 想されることから、適正な職員規模を検討しなければならない状況です。こうしたことか ら、様々な分野において住民と行政の協働によるまちづくりの必要性が高まっています。

本町はこれまで、防犯パトロールや環境美化活動において住民の自主的な活動があっ たのにくわえ、平成21年度から住民の発案による地域活性化事業への支援を行っており、 地域のイベントなどが住民のアイデアで実施されてきました。

また、平成24年より、行政協力員まちづくり会議を実施しており、協働のまちづくりに 向けて、これまで以上に直接的に意見や提言ができるよう取り組んでいます。

今後も、積極的な行政情報の提供とさらなる住民参画の推進により、協働のまちづく りの実現に向けた取組みを進めていくことが必要です。

基本方針▶

住民や地域、各団体等と行政が、それぞれの役割分担のもと、相互に補完し合いながら、パー トナーとして対等・協力の関係で活動することにより、住民との協働によるまちづくりを実現していき ます。また、積極的な行政情報の提供と情報の共有化により、住民の参加機会の拡充や意見反映 ができる体制づくりに努めます。

施策体系

協

協働のまちづくりの推進 情報公開の推進

施策

(1)協働のまちづくりの推進

さまざまな地域課題の解決に向けて、行政・住民・関連団体などが協働で取り組む地域社会を目指し、課題の共有や意見交換の機会を積極的に設けます。また、まちづくりへ参加することの重要性についての意識啓発を行うとともに、NPO組織の設立促進やボランティアネットワークづくりなど、自主的かつ主体的な住民活動を促進します。

主な取組み

行政協力員まちづくり会議による住民参加の推進	庶務係、企画財政係
地域活性化事業への支援	産業振興係、企画財政係
住民の主体的なまちづくり活動への支援 (まちづくりリーダーの育成、まちづくり団体の支援など)	企画財政係

(2)情報公開の推進

住民と協働のまちづくりを推進するため、住民のニーズに即した行政情報の公開を推進し、住民との情報の共有化を図ります。そのために、広報やホームページの活用による情報発信や、政策検討や行政計画策定におけるパブリック・コメントの実施などの情報公開を行うことにより、住民の意向を広く求め、施策に反映するよう努めます。

主な取組み

広報やホームページによる情報発信	庶務係、企画財政係
パブリック・コメントの実施	庁内全課

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
まちづくり団体の活動回数	3回	累計 15 回	企画財政係
町のホームページへのアクセス回数 (年間)	49,748 回	110,000 回	企画財政係

2 コミュニティ

▶現状と課題

本町では、郷土意識や連帯感の高揚を図るために様々な行事を開催するなど、コミュニティ醸成のための取組みを継続的に行っています。しかし、人口減少や就労環境の変化による生活様式の多様化、個人の価値観の変化などにより、昔ながらの人のつながりやお互いの助け合い、連帯感といったコミュニティ意識に変化が生じています。本町の自治機能を維持していくためにも、各地域のコミュニティ意識や活動をこれまで以上に活性化させ、地域の連帯感を高めていく必要があります。

本町はこれまで協働のまちづくりのために、地域の課題を地域で考え取り組んでもらう 取組みは行ってきましたが、住民のつどいの場など、日常的にコミュニティ意識を醸成す るための施設は十分ではありません。特定の課題解決に向けた協働も重要ですが、その 基盤となる、地域の生活の中でコミュニティ意識を向上させる取組みが求められます。

基本方針▶

行事やコミュニティ活動を支援します。日常的に住民の連帯感と地域への愛着を醸成するために、コミュニティ施設の整備を検討します。

施策体系

コミュニティー コミュニティ活動の促進 コミュニティ施設の整備

施策

(1)コミュニティ活動の促進

住民一人ひとりが地域に誇りと愛着を持ち、心の絆を深めていくために、行事やコミュニティ活動を支援します。

主な取組み

住民の参加する地域の行事の充実	産業振興係、生涯学習係、企画財政係
地域コミュニティ活動への支援	企画財政係

(2)コミュニティ施設の整備

日常的にコミュニティへの意識を醸成するために、地域住民が気軽に集うことのできる施設整備 の検討を進めます

主な取組み

地域コミュニティ施設整備に向けた検討	企画財政係
--------------------	-------

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
地域コミュニティ活動への支援回数	0回	累計 10 回	企画財政係

3 行財政運営

▶現状と課題

少子高齢化などの社会環境の変化によるコミュニティの希薄化、そして協働のまちづく りの重要性の高まりなど、時代の変遷にあわせて行財政運営のあり方を絶えず検討して いく必要があります。

行政運営について、今後さらに地域の活性化、地域環境の向上を目指していくために、 既存の慣例や制度にとらわれることなく、常に新たな視点から継続的に組織・機構の見 直しや適正な人事管理、事務の改善など行政事務全体の見直しに取り組んでいく必要が あります。

財政運営について、人口減少の影響で町税の減収、高齢化による民生費の増加などが予想され、財政のバランスは年々厳しくなっていくことが予想されます。したがって、中長期的な視点をもった運営が必要になります。特に、公共施設や水道施設などは、運営や維持に多額の費用を要するため、公共性や地域のニーズを見極めながら、堅実な財政運営を行うことが求められます。

また、町税の収納率は県下でも高い水準にあるものの、担税の公平性を確保する為、収納率の向上を継続して図る必要があります。

基本方針▶

新たな行政課題や住民のニーズに適した施策を総合的・効率的に展開できるよう、職員の意識、 役場の体制整備、施設の管理・運営について、絶えず適切なあり方を検討し、人口減少による環 境変化や地方分権改革などによる構造変化への対応を推進します。

財政面では、厳しい局面となることが予想されることから、限りある財源の計画的、効率的な運 営と自主財源の確保を図り、財政基盤の強化に努めます。

また、本計画を指針として、毎年度の予算編成の基本方針を定め、事業効果なども加味しつつ、 施策・事業を厳選し、計画的かつ効率的な財政運営を推進していきます。

さらに、町税の収納率向上や受益者負担の適正化など、自主財源の確保と充実に努めます。

施策体系

行財政運営

効率的な行政運営 健全な財政運営 納税の促進

施 箦

(1)効率的な行政運営

- ① 地域分権改革や制度改正に対応した効率的な行政運営を推進するため、現状の組織体系の みにとらわれず、部署間・組織間の横断連携体制を強化します。
- ② 行政需要の動向に対し、事務・事業量の適正な把握に努め、効率的な組織体制・人員配 置の整備に努めます。
- ③ 日常的な事務の電子化や民間委託の推進など、業務の迅速化・効率化に努め、行政サービ スの向上に努めます。
- ④ 行政計画の目標設定や進捗管理のあり方など、計画を実現するための仕組みについて検討 を行い、実行性のある計画づくりを推進します。

主な取組み

効率的な行政運営体制の整備	庶務係
電子化などによる事務の効率化	企画財政係、管財係
行政サービスの効率化及び利便向上	庶務係

(2) 健全な財政運営

- ① 本計画を指針として施策・事業を厳選した毎年度の予算編成にあたるとともに、中長期的視点に立って、計画的かつ効果的な財政運営を行います。また、さまざまな環境変化に対応した施策を展開できるよう、町債残高の削減や積立金の積み増しに努めます。
- ② 住民サービス水準の維持向上に配慮しながら、民間委託が適当な業務については委託を行い、行政経費の節減を図ります。
- ③ 各種公共施設などについて、公共性、施設の老朽度、管理運営状況などを検証し、総合的判断により、施設の存続・統合・廃止・民営化などのあり方を検討します。
- ④ 各種料金について、その目的や意義、効果などを検証し、経費削減や受益者負担の原則などの観点から、必要に応じて見直しを行います。
- (5) 安定した財政運営のため、ふるさと納税などの制度を活用します。

主な取組み

中長期的な視点による財政運営	企画財政係
企業会計による採算の確立 (水道事業、病院事業、食肉センター事業、 老人デイサービス、訪問看護ステーション)	水道係、東庄病院、産業振興係、福祉係 地域包括支援センター、訪問看護ステーション
公共施設マネジメント (小学校の利活用含む)	管財係、企画財政係、学校教育係
ふるさと納税制度の活用	企画財政係

(3)納税の促進

- ① 納税に対する意識を啓発し、未申告者や滞納者に対し個別の対応をとりながら、収納率向上を図ります。
- ② 公平かつ適正な課税対象の把握に努めます。

主な取組み

納税意識の啓発	賦課徴収係
収納率向上に向けた個別対応	賦課徴収係
公平かつ適正な課税対象の把握	賦課徴収係、固定資産税係

設定目標

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
住民ひとりあたりの負債残高	242,000 円	235,000 円	企画財政係
町税収納率(国民健康保険税を除く) (H29 ~ H33 の平均)	98.2% (H23~H27の平均)	98.5%	賦課徴収係

広域行政 4

▶現状と課題

行政が取り組むべき事務は様々ですが、ひとつの自治体が単独で行うことが困難なも のも少なくありません。本町については、単独では実行が難しい事務について、他の自 治体と共同処理を行うことで効率的な実施を図ってきました。消防、清掃、火葬につい ては、一部事務組合を組織しています。香取市東庄町病院組合については、近隣の地 域医療環境の変化を見極め、適切なあり方を検討していく必要があります。また、近年 激甚災害が多発していることから、長野県飯綱町、埼玉県志木市、神奈川県大井町、 埼玉県滑川町と防災協定を締結しています。

観光振興については広域で行うメリットが高く、北総観光連盟(東庄町、銚子市、香取市、 成田市、佐倉市、神崎町)による観光イベントの推進などを行っています。

他地域の住民とふれあうことも、都市交流とは異なる効果が期待できることから、飯 綱町、志木市とは、訪問交流などの活動を推進しています。

基本方針▶

住民ニーズに対応するために、本町単独だけでなく、広域行政による事務の共同処理が一層必要 となってきていることから、周辺自治体との相互協力により積極的に推進するとともに、広域的な交 流を通じて、住民の豊かな心を育みます。

施策体系

広域行政

広域行政事業の推進 他地域との交流の推進

策 施

(1)広域行政事業の推進

広域連携が不可欠な事業については、継続的に連携を推進しながら、個別の事業について、メリッ トを見極めながら連携の必要性を検討します。

主な取組み

広域行政事業のあり方についての検討	企画財政係
広域連携による交通網整備の検討	企画財政係、建設係
広域的な観光施策の展開	産業振興係

第5節 みんなが参加する地域のつながりづくり (地域運営)

(2) 他地域との交流の推進

他地域の住民などとの交流により、新たな考え方にふれ、また本町の魅力の再発見につなげることで、住民の豊かな心を育み、地域への愛着と誇りを醸成します。

主な取組み

設定目標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
近隣市町との連携事業数		累計5件	企画財政係

5 男女共同参画

▶現状と課題

女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、女性が職場や地域活動など社会の多様な場に参加することが一層活発化しており、住民生活の向上や経済社会の発展に対する女性の貢献が重要になっています。

しかし、女性の能力・適性への偏見や固定的な役割分担の意識、さらに、それにも とづく社会習慣・行動様式が現在においても残っています。また、女性の社会参画に対 応する社会的条件整備も遅れており、女性が実社会に参画するための環境整備が必要 となっています。

本町においては、平成27年度に「東庄町男女共同参画計画」を策定しており、今後も、男女共同参画意識の啓発と女性の社会参加のための環境を整備していく必要があります。

基本方針▶

女性が社会のあらゆる分野に参画し、多様な活動を通じてその能力を発揮することができるよう、 男女共同参画意識の啓発強化、各種審議会・委員会などへの参加促進などを進めます。

施策体系

男女共同参画

- 男女共同参画の推進

施策

男女共同参画が、すべての人にとって重要であることを、周知啓発します。また、女性の多様な価値観やライフスタイルに応じた支援を提供し、積極的に活躍できる環境づくりを推進します。

主な取組み

男女共同参画意識の啓発	庶務係
女性団体の活動支援	庶務係
各種審議会・委員会委員の女性の起用	庶務係

設定目標

指 標 名	現状値 (H27)	目標値 (H33)	担当係
審議会等委員への女性の参画率	22.5%	40.0%	庶務係

基本構想の策定に関する条例

○東庄町基本構想の策定に関する条例

平成26年12月3日 条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの最も基本的 な指針となる東庄町基本構想(以下「基本構想」という。)を策定することに関し、必要な事項を 定めるものとする。

(基本構想の策定等)

- 第2条 町は、まちづくりの理想像(以下「将来像」という。)の実現に向けて、基本構想を策定す るものとする。
- 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 町が目指す将来像
 - (2) まちづくりの基本的な方針
 - (3) 土地利用に関する基本的な方針
 - (4) その他まちづくりに関する基本的な事項
- 3 基本構想の期間(以下「構想期間」という。)は、おおむね10年とし、当該基本構想において定 めるものとする。

(基本構想の変更)

第3条 町は、社会情勢等の変化に伴い、基本構想の内容及び構想期間を見直す必要が生じたと きは、構想期間内であっても、当該事項を変更することができる。 (議会の議決)

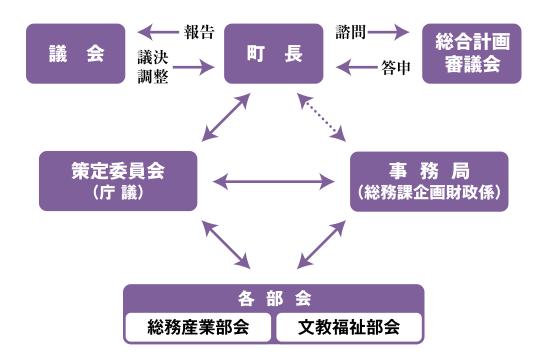
- 第4条 町は、基本構想を策定するときは、議会の議決を経なければならないものとする。
- 2 町は、前項の議決を経た基本構想を変更するときは、議会の議決を経なければならないもの とする。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでない。 (公表)
- 第5条 町は、前条の議決を経て、基本構想を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを 公表するものとする。

(基本計画及び実施計画の策定等)

- 第6条 町は、基本構想を策定したときは、基本構想を受けてその目的を達成するため、重点政 策や部門別施策を体系化し具体的な施策の方向を示す基本計画を策定するものとする。
- 2 町は、前項の規定により基本計画を策定したときは、基本計画に基づき、個別施策及び事業 の実施について、年次ごとに位置づける実施計画を策定するものとする。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。 附則

2. 策定体制

(1)総合計画策定機構



(2)総合計画策定の推進体制

区分	所 掌 事 務	構 成 員
審議会	・計画の総合調整、審議	東庄町総合計画審議会委員 12名
策定委員会	・基本方針案の決定 ・部門別計画等の調整 ・基本計画案の決定	庁議構成員
総務産業部会 文教福祉部会	・現構想、計画の現状分析・部門別各種情報の収集、分析・部門別の現状と課題の整理、分析・施策の体系と実施すべき事業の選択・部門別計画の素案作成	課長補佐、係長、主査 副主査、主任主事のうちから 必要な人員を配置する。
事務局	・総括 ・基本方針素案の作成 ・基礎的データの収集、整理 ・基礎的課題の整理 ・現計画の実施状況の把握、整理 ・策定原案の取りまとめ ・連絡調整	総務課企画財政係

3. 策定経過

平成 28 年

4月28日	策定委員会設置
5月9日	第1回策定委員会 策定基本方針(案)を作成
5月23日	トップインタビュー ・総合計画の策定方針や町政の今後について、首長の意見を聴取
5月26日	第1回総合計画審議会 ・策定基本方針(案)の審議 ※原案のとおり承認される
7月12日~14日	各係ヒアリング
8月2日	第1回総合計画策定部会 ・各施策の方針や重点とすべき施策についての議論
9月 1日	第2回策定委員会 基本構想(案)を作成
9月12日	まちづくりワークショップ開催 ・住民をふたつのグループに分け、まちの強みと弱み、 今後何を行っていくべきか意見を交換した
10月26日	第2回総合計画審議会 ・基本構想(案)の審議 ※原案のとおり承認される
11月16日	第2回総合計画策定部会 ・基本計画の内容についての議論
12月6日	総合計画基本構想について東庄町議会にて議決

平成 29 年

1月13日	第3回総合計画策定部会 ・基本計画各施策の設定目標について議論
2月 2日	第3回策定委員会 基本計画(案)を作成
2月3日~16日	基本構想、基本計画についてパブリックコメント実施
2月21日	第3回総合計画審議会 ・基本計画(案)の審議
同	第4回総合計画策定部会 ・実施計画の内容についての議論

4. 総合計画審議会

(1)審議会設置条例

○東庄町総合計画審議会設置条例

昭和42年8月7日 条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、東庄町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ総合計画の調整その他その実施に関して必要な調査及び審議を行なうものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員12人で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 議会議員 3人
 - (2) 農業委員会の委員 1人
 - (3) 教育委員会の委員 1人
 - (4) 公共的団体等の役員及びその職員 2人
 - (5) 知識経験者 5人

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、1号から4号までの委員については在職期間とする。
- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会に関する事務を総理し審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第7条 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつてこれを決する。ただし、可否同数のときは 会長の決するところによる。

(事務の処理)

第8条 審議会の事務は、町長の定める機関において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 東庄町建設審議会設置条例(東庄町条例第101号)は廃止する。

附 則(平成元年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

	氏 名	委嘱年月日	任期満了 年 月 日	備考
	鎌形 寿一	H27.12. 1	在職期間	会 長
1号委員 (議会議員)	宮崎 正吾	"	"	
	山崎ひろみ	"	"	
2号委員 (農業委員)	保立和紀	H28. 4. 1	"	会長職務代理
3号委員	多田 和代	"	H28. 9.30	
(教育委員)	小林 衞治	H28.10. 1	在職期間	
4号委員 (公共団体役員)	岩瀬 幸雄	H27.12. 1	"	
	林 俊之	"	"	
	青野 委子	H27.12. 4	H29.12. 3	
5号委員 (知識経験者)	江鳩 正博	"	"	
	飯田 和子	H27.12. 1	H29.11.30	
	林 二美枝	"	"	
	戸田 憲子	"	"	

(3)諮問、答申

基本方針

総 第 73 号 平成28年5月26日

東庄町総合計画審議会会長 様

東庄町長 岩田 利雄

東庄町総合計画策定基本方針(案)について(諮問)

東庄町総合計画審議会設置条例第2条の規定により東庄町総合計画策定基本方針(案)について、諮問します。

平成28年5月27日

東庄町長 岩田利雄 様

東庄町総合計画審議会 会 長 鎌形 寿一

東庄町総合計画策定基本方針について(答申)

平成28年5月26日付け、総第73号で諮問のあった東庄町総合計画策定基本方針について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

東庄町総合計画策定基本方針については、諮問案のとおり異議のない旨決定する。

基本構想

総 第 304 号 平成28年10月3日

東庄町総合計画審議会会長 様

東庄町長 岩田 利雄

東庄町総合計画基本構想(案)について(諮問)

東庄町総合計画審議会設置条例第2条の規定により東庄町総合計画基本構想(案)について、諮問します。

平成28年11月9日

東庄町長 岩田利雄 様

東庄町総合計画審議会 会 長 鎌形 寿一

東庄町総合計画基本構想(案)について(答申)

平成28年10月3日付け、総第304号で諮問のあった第6次東庄町総合計画基本構想(案)について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、東庄町総合計画基本構想(案)について慎重に審議を行った結果、将来像 「躍動 連携 地域力 とうのしょう」の実現をするための方向を示されており、適切な ものと認めます。

なお、審議会で出された提言・意見等を充分踏まえ、事務を進められるよう要望します。

- 1. 人口減少、少子高齢社会状況の中、魅力あるまちづくりを進めるにあたり情勢の変化や町民ニーズをきめ細かく把握し、的確な取組みを進められたい。
- 2. 事業化にむけては、緊急性、重要性、必要性等を熟慮したうえで、優先順位を定め 施策の推進に努められたい。

基本計画

総 第 435 号 平成29年2月2日

東庄町総合計画審議会会長 様

東庄町長 岩田 利雄

東庄町総合計画基本計画(案)について(諮問)

東庄町総合計画審議会設置条例第2条の規定により第6次東庄町総合計画前期基本計画 (案) について、諮問します。

平成29年2月23日

東庄町長 岩田利雄 様

東庄町総合計画審議会 会 長 鎌形 寿一

第6次東庄町総合計画前期基本計画(案)について(答申)

平成29年2月2日付け、総第435号で諮問のあった第6次東庄町総合計画前期基本計画(案)について、当審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、東庄町の将来像「躍動 連携 地域力 とうのしょう」〜地域の宝を地域の力で次代へ〜を実現するための、前期基本計画として、適切なものと認めます。

なお、審議会で出された意見等を踏まえ、計画的な行財政運営を着実に遂行され、目標 が達成できる最善の努力されることを希望いたします。

- 1. 社会や経済の環境を的確に把握し、時代に即した柔軟かつ的確な対応を図られたい。
- 2. 本計画の実現にむけ、計画内容を広く周知するとともに、進捗状況や効果検証内容を積極的に提供し住民に充分理解と協力を得、協働によるまちづくりに取り組んでいただきたい。

5. データ集

(1)保健・福祉

子育で関連施設の利用状況

年 度	児童館 年間利用者数(人)	子育て支援センター 年間利用者数 (人)	放課後児童クラブ 年間利用者数 (人)
平成 24 年度	10,214	7,993	9,651
平成 25 年度	10,638	8,094	10,500
平成 26 年度	10,810	8,454	11,708
平成 27 年度	11,226	9,579	15,467

資料:健康福祉課福祉係

介護保険の状況

年 度	要介護認定者数(人)	認定率 (%)	年間介護費用額(千円)
平成 24 年度	601	13.4	974,878
平成 25 年度	623	13.4	1,037,228
平成 26 年度	657	13.7	1,110,149
平成 27 年度	690	14.0	1,129,679 *

※平成 27 年度の介護費用額は、平成 28 年 2 月までのサービス提供分のもの 資料: 介護保険事業状況報告 (年報)

東庄病院の病床利用率(一般病棟)

年 度	病床利用率(%)
平成 24 年度	72.2
平成 25 年度	73.3
平成 26 年度	63.6
平成 27 年度	68.4

資料:東庄病院

訪問看護の利用状況

年 度	利用者数 (人)	年間利用件数 (件)
平成 24 年度	272	1,355
平成 25 年度	288	1,750
平成 26 年度	299	1,954
平成 27 年度	265	1,566

資料:訪問看護ステーション

国民健康保険医療費の給付状況

年 度	総人口(人)	加入者(人)	加入率 (%)	給付総額(千円)	ひとりあたり 給付額(千円)
平成 24 年度	15,125	5,762	38.1	1,204,298	209
平成 25 年度	14,988	5,581	37.2	1,270,866	228
平成 26 年度	14,754	5,408	36.7	1,255,086	232
平成 27 年度	14,554	5,230	35.9	1,348,326	258

資料:町民課国保年金係

後期高齢者医療費の給付状況

年 度	総人口(人)	加入者(人)	加入率 (%)	給付総額(千円)	ひとりあたり 給付額(千円)
平成 24 年度	15,125	2,310	15.3	1,177,862	510
平成 25 年度	14,988	2,366	15.8	1,406,427	594
平成 26 年度	14,754	2,398	16.3	1,394,073	581
平成 27 年度	14,554	2,441	16.3	1,533,005	628

資料:町民課国保年金係

(2) 産業・移住定住

農家数の状況

年 度	販売農家 総数(戸)	専業農家 (戸)	第1種 兼業農家 (戸)	第2種 兼業農家 (戸)	専業農家率 (%)
平成 7年度	1,287	168	203	916	13.1
平成 12 年度	1,073	160	199	714	14.9
平成 17 年度	871	132	155	584	15.2
平成 22 年度	743	136	168	439	18.3
平成 27 年度	614	162	133	319	26.4

資料:農林業センサス

製造業の状況

200 100 100 100 100 100 100 100 100 100			
年 度	事業所数 (か所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成 7年度	65	796	102
平成 12 年度	49	683	119
平成 17 年度	33	655	123
平成 22 年度	30	693	111
平成 27 年度	27	726	159

資料:工業統計調査、経済センサス

観光入込客数の状況

年 度	観光入込客数(人)
平成 24 年度	172,685
平成 25 年度	173,299
平成 26 年度	148,600
平成 27 年度	149,249

資料:まちづくり課産業振興係

(3)教育・文化

幼稚園、小学校、中学校の状況

年 庇	年 度 幼稚園					小学校			中学校			
平 及 	園数	学級数	園児数	教員数	学校数	学級数	児童数	教員数	学校数	学級数	生徒数	教員数
平成 24 年度	2	4	87	6	5	36 (8)	696	80	1	12 (2)	408	30
平成 25 年度	2	4	63	6	5	36 (9)	681	83	1	12 (2)	382	28
平成 26 年度	2	4	80	6	5	5 (10)	641	83	1	12 (3)	379	30
平成 27 年度	2	4	47	6	5	35 (9)	636	77	1	12 (3)	363	29

※()内は特別支援学級数 (各年5月1日現在) 資料:教育課学校教育係

東庄町公民館の利用状況

ハルーコムレリ	水上・プログ語・プイガガバル						
年 度	年間利用総数(人)	うち大ホール 利用者数 (人)					
平成 24 年度	28,047	12,788					
平成 25 年度	24,345	9,482					
平成 26 年度	25,065	10,305					
平成 27 年度	24,020	8,364					

資料:教育課生涯学習係

東庄町図書館の利用状況

水江门四日以	H - > - 11 11 11 11 11 11 11		
年 度	年間貸出総数(冊)	うち児童の利用(冊)	うち一般の利用(冊)
平成 24 年度	16,432	6,372	10,060
平成 25 年度	14,301	5,178	9,123
平成 26 年度	14,710	4,940	9,770
平成 27 年度	16,986	6,696	10,290

※児童とは小学生以下を指す ※一般の利用には相互貸借分を含む 資料:教育課生涯学習係

スポーツ・レクリエーション施設の利用状況

	宮野台運動公園		市化		スポー		
年 度	野球場 (人)	テニスコート (人)	東城 グラウンド (人)	町民体育館 (人)	グラウンド ゴルフ (人)	弓道場 (人)	学校開放 (人)
平成 24 年度	19,171	2,926	2,850	14,571	4,067	2,033	
平成 25 年度	12,802	3,435	2,618	14,254	2,996	2,302	
平成 26 年度	7,541	3,031	1,194	13,424	4,160	2,506	13,281
平成 27 年度	5,661	2,919	976	15,231	4,112	2,279	14,421

資料:教育課生涯学習係

町内の指定文化財

		<u> </u>					
指定 区分	番号	種類	名 称	所在指定地・ 番地	所有者 伝承者	指定 年月日	員数面積
	1	無形民俗文化財	笹川の神楽	笹川い (諏訪神社)	笹川神楽 保存会	S40.4.27	
	2	有形文化財(絵画)	紙本著色鉄牛和尚像	小南690	福聚寺	S45.4.17	1幅
	3	有形文化財(絵画) 3幅1対画軸	紙本著色隠元和尚像 紙本著色木庵和尚像 紙本著色鉄牛和尚像	小南690	福聚寺	S45.4.17	3幅
	4	有形文化財(書跡)	隠元·木庵·即非墨跡	小南690	福聚寺	S45.4.17	1幅
県 (9)	5	史 跡	鉄牛和尚墓	小南690	福聚寺	S45.4.17	1基
	6	有形文化財(絵画)	絹本著色十六羅漢像図	小南1021	蔵福寺	S46.3.26	4巻
	7	有形文化財 (古文書)	天正検地帳	笹川ろ1044 谷津191 今郡346	鹿野戸区 谷津区 今郡区	S57.4.6	3冊 2冊 2冊
	8	有形文化財(典籍)	伝東常縁筆詠草断簡	宮本406	東大社	H11.3.30	1幅
9 有形文化財(彫刻)		有形文化財(彫刻)	木造妙見菩薩立像	笹川い 4713-11	東庄町	H13.3.30	1躯
	1	有形文化財(絵画)	紙本著色多田舎人肖像	笹川い2280	西福院	S48.2.19	3幅
	2	有形文化財(彫刻)	木造十一面観音菩薩坐像	小南690	福聚寺	S48.2.19	1躯
	3	有形文化財(彫刻)	木造聖観音立像	夏目2377	禅定院	S48.2.19	1躯
	4	有形文化財(彫刻)	銅造聖観音立像	笹川い2280	西福院	S48.2.19	1躯
	5	有形文化財 (工芸品)	木製玉体宝函	宮本434	東大社	S48.2.19	1基
	6	有形文化財(書跡)	紙本大般若経奧書集	宮本434	東大社	S48.2.19	1幅
	7	有形文化財(考古)	下総式石塔婆	東今泉942	東泉寺	S48.2.19	1基
町 (15)	8	無形民俗文化財	左右大神の神楽	舟戸716	左右大神 神楽保存会	S56.4.23	
(10)	9	有形文化財(書跡)	鉄牛·伊達綱村· 稲葉正通墨跡	小南690	福聚寺	S61.7.25	3巻
	10	有形文化財(書跡)	柱聯	小南690	福聚寺	S61.7.25	1対
	11	有形文化財(書跡)	自牧·観音堂·常寂光· 三友関扁額	小南690	福聚寺	S61.7.25	4枚
	12	史 跡	大友城址	大友政所台 ·遠所台		S61.7.25	約 12,000㎡
	13	有形文化財 (古文書)	東家文書	笹川い 4713-11	東庄町	H8.6.25	34点
	14	有形文化財(彫刻)	山車彫刻	笹川い680	大木戸区	H22.9.27	32点
	15	無形民俗文化財	東大社式年大神幸祭	宮本434	東大社	H22.10.26	

資料:教育課生涯学習係

(4) 都市基盤・環境

地目別面積の状況

	年	⊞ (km²)	畑 (km²)	宅地 (km²)	山林 (km²)	原野・ その他 (km²)
平	区成 24 年	13.92	7.66	3.80	4.65	16.13
ㅋ	区成 25 年	13.93	7.62	3.82	4.65	16.15
ㅋ	区成 26 年	13.92	7.58	3.85	4.65	16.17
7	平成 27 年	13.90	7.56	3.69	4.62	16.49

資料:町民課固定資産税係

町道の状況

年	町道舗装率 (%)	町道舗装 実延長 (km)	町道改良率 (%)	町道 改良済延長 (km)
平成 24 年	74.1	214.8	77.9	225.9
平成 25 年	74.4	216.4	78.0	226.8
平成 26 年	74.5	215.7	78.0	225.8
平成 27 年	72.1	223.0	78.8	243.7

資料:まちづくり課建設係

JR駅別1日平均乗車人員の状況

O : 13/1/3 : H 1/3/1/4 7/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4 1/3/1/4								
年	笹川駅			下総橘駅				
4-	計(人)	普通(人)	定期(人)	計(人)	普通(人)	定期(人)		
平成 23 年	385	76	309	391	62	329		
平成 24 年	373	81	292	396	68	328		
平成 25 年	388	82	306	406	65	341		
平成 26 年	375	83	292	402	68	333		

資料:千葉県統計年鑑

町内循環バス利用者数の状況

TI JUDINE I	*1 J/1J El XX •	7 17 (7) 0					
年 度	町内一周ルート(人)	旭中央病院ルート(人)	神代 ルート (人)	笹川 ルート (人)	橘ルート (人)	東城 ルート (人)	合計(人)
平成 24 年度	4,893	5,991	883	1,618	1,020	535	14,940
平成 25 年度	4,555	6,278	589	1,413	885	325	14,045
平成 26 年度	4,163	7,220	501	1,126	695	354	14,059
平成 27 年度	4,037	7,493	445	1,165	662	417	14,219

資料:健康福祉課介護保険係

合併処理浄化槽の設置補助基数の推移

年 度	設置補助基数 (基)
平成 24 年度	596
平成 25 年度	632
平成 26 年度	670
平成 27 年度	707

資料:町民課生活環境係

生活系ごみの状況

年 度	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)	その他のごみ (t)	粗大ごみ (t)	合計 (t)
平成 23 年度	2,937	181	367	45	6	3,536
平成 24 年度	2,891	410	115	0	4	3,420
平成 25 年度	2,824	390	100	0	6	3,320
平成 26 年度	2,556	337	84	0	6	2,983

資料:一般廃棄物処理実態調査

上水道の状況

年 度	給水区域内 人口(人)	給水人口(人)	普及率 (%)
平成 24 年度	15,125	12,538	82.9
平成 25 年度	14,988	12,501	83.4
平成 26 年度	14,754	12,302	83.4
平成 27 年度	14,554	12,155	83.5

資料:まちづくり課水道係

交通事故の発生状況

	年間発生件数	年間死傷者数						
年	(件)	死傷者総数 (人)	うち死者数 (人)	うち負傷者数 (人)				
平成 24 年	55	73	1	72				
平成 25 年	37	47	0	47				
平成 26 年	47	58	3	55				
平成 27 年	37	47	0	47				

資料:千葉県警察本部「交通白書」

犯罪の発生状況

年	総数 (件)	凶悪犯 (件)	粗暴犯 (件)	窃盗犯 (件)	知能犯 (件)	風俗犯 (件)	その他 (件)
平成 24 年	93	1	2	78	5	0	7
平成 25 年	117	3	4	75	4	1	30
平成 26 年	116	0	1	104	3	1	7
平成 27 年	101	0	1	79	3	0	18

資料:千葉県警察本部「犯罪統計」

防災体制の状況

年 度	消防団員実人数 (人)	自主防災組織数 (組織)	非常食の備蓄量 (食)	非常用飲料水の 備蓄本数 (本)
平成 24 年度	235	34	432	1,056
平成 25 年度	235	34	2,574	1,632
平成 26 年度	227	34	2,886	2,064
平成 27 年度	234	34	2,766	2,064

資料:総務課庶務係

(5) 地域運営

町のホームページのアクセス状況

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年 度	年間アクセス回数(回)
平成 24 年度	94,684
平成 25 年度	119,051
平成 26 年度	108,760
平成 27 年度	49,748

資料:総務課企画財政係

各種委員会等の女性の参画状況

ロモススムリックエックロバル					
年 度	各種委員会等の 女性の構成比率 (%)				
平成 24 年度	14.7				
平成 25 年度	17.7				
平成 26 年度	19.9				
平成 27 年度	22.5				

資料:総務課庶務係



昭和60年7月3日 制定

大利根の流れに抱かれ、美しい緑に恵まれたわたしたちの町は、輝かしい歴 史と伝統を持った由緒ある町です。

わたしたちは、町民であることに誇りを持ち、未来の繁栄と平和を願い、「豊か でふれあいのある文化のまち東庄 |を創るため、ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然の恵みをたいせつにし、清潔で住みよい町づくりをめざします。
- 一、笑顔を忘れず、助け合って、楽しく安全な町づくりに努めます。
- 一、仕事をだいじにし、明るく元気で、希望にあふれる町づくりに励みます。
- 一、スポーツに親しみ、健康と体力を増進し、活力のある町づくりに努めます。
- 一、教養を深め、豊かな心を育て、文化の香り高い町づくりをめざします。

第6次東庄町総合計画

発行:平成29年3月 発行者:東庄町 総務課

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131

電話: 0478-86-6084

Email: kikaku@town.tohnosho.lg.jp

